

衆議院

商工委員會議錄第四十号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長代理 理事小平 久雄君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事佐本 一雄君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

阿左見廣治君

吉川 久衛君

首藤 新八君

中村庸一郎君

横井 太郎君

佐竹 新市君

田中 利勝君

中崎 敏君

帆足 計君

八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣

出府政府委員

總理府事務官

(公正取引委員)

會事務局長

通商産業

政務次官

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(企業局長)

通商産業事務官

(重工業局長)

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官

(重工業局長)

業課長

通商産業事務官

(重工業局長)

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官

(重工業局長)

業課長

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官

(重工業局長)

業課長

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官

(重工業局長)

業課長

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

委員外の出席者

通商産業事務官

(重工業局長)

業課長

通商産業事務官

(公益事業局長)

運輸技術官

(船舶局長)

同(松原喜之次君紹介)(第三一九三
号)

同(前田榮之助君紹介)(第三一九四
号)

同(水谷長三郎君紹介)(第三一九五
号)

同(野田武夫君紹介)(第三二四一
号)

同(足鹿寛君紹介)(第三二四二
号)

同(北山愛郎君紹介)(第三二四三
号)

同(小枝一雄君紹介)(第三二四四
号)

同(小企業団法制定に関する請願
(原健三郎君紹介)(第三二四四号)

同(小企業特別措置法案反対に関する
請願(加藤清二君紹介)(第三二四六
号)

同(固定抵抗器の技術提携反対に関する
請願(熊三郎君紹介)(第三二四七
号)

同(江原弘市君紹介)(第三二四八
号)

同(公益灯料金免除に関する請願(山口
丈太郎君紹介)(第三二四九号)

同(五島虎雄君紹介)(第三二五〇
号)

同(永井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二五〇
号)

○小平(久)委員長代理 これより会議
を開きます。

本日は福田委員長が所用のため出席
できませんので、委員長の指名により
私が委員長職務を行うことにいたし
ます。

機械工業振興臨時措置法の一部を改
正する法律案及び電子工業振興臨時措
置法案の両案を便宜一括して議題と
し、審査を進めます。質疑に入りま
す。通告がありますので、順次これ
を許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 機械工業振興臨時措
置法の一部改正法案と、それから電子
工業振興臨時措置法案について若干の
御質問をいたしたいと思いますが、先
に機械工業振興臨時措置法の改正法案
について御質問いたしたいと思いま
す。

まずこの法律は昨年国会を通ったわ
けでございますが、その後の実施状況
について伺いたいと思っております。

当時、たしか十八種目を指定す
る、そういうことであつたと思いま
すが、実施後の状況を見ますと、うち十
五種目が計画が実施されて、あと三
種目はまだ手がつけられていないとい
うような状況のようですが、この手
をつけていられない三種目はどうい
うわけでございましょうか、それから十八種目
のうちで順次取り上げられたよう
で、どういった観点に立って十八の
うちで早く終わったのと遅くなったの
があるのか、そういったような実施の
状況について若干の御説明をお願い
いたします。

○鈴木(義)政府委員 御質問の機械工
業振興臨時措置法の施行状況でござ
いますが、昨年の六月十五日に法律が施
行されましたから機械工業審議会
は四回、それから部会は延べ五十八回
召集されて、この間御指摘のように
十八種の指定はいたしました。その
うち十五種だけの合理化基本計画
を策定したわけでございまして。残
つております軸受け、ネジ、電動工具等
につきましては、実は今いろいろ計画を
やつておりますが、最終的結論は若
干おくれにございまして、最終的
の結論を見ておられませんか。これにつ
いては近く機械工業審議会を開いて結
論が出るようになっております。か
ような状況になっております。

それから開銀の融資等の推薦でござ
いまして、これにつきましては今日ま
で八業種、二十六億円の金額を日本開
発銀行に推薦しております。そのうち
今日現在でおよそ四億円をこえる融
資承諾額がございまして、あつたよう
にわれわれ聞いております。かような
状況でございましては全力をあげて、
通産省としましては全力をあげて、何
分施行の時期、それから指定をいたし
まして、やはり合理化基本計画を作り
ますには部会において十分業界の方
に入つていただきましてやつて参るの
でございまして、そう簡単に作るわけ
にはいきませんが、実は慎重に検討した
結果さうなことになるようにしては全
力をあげて、できるだけスピードをあ

五月十四日
パナ輸入外貨資金の適正割当実施
に関する請願(木下哲君紹介)(第三
一五〇号)

同(池田禎治君紹介)(第三一八三
号)

同(日井莊一君紹介)(第三一八四
号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三一八五
号)

同(大村清一君紹介)(第三一八六
号)

同(菅太郎君紹介)(第三一八七
号)

同(小林鏡君紹介)(第三一八八
号)

同(五島虎雄君紹介)(第三一九九
号)

同(永井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

同(小井勝次郎君紹介)(第三二〇
号)

げてやるように努力して参つたわけであります。

○田中(武)委員 通産省としてはできるだけ早くできるように努力した、こういうお話なんです、十八種目のうち十五種目の実施計画ができて、うち八種目は融資ができておる。そうすると融資のできていない分については大体いつごろ具体的な融資ができるようになるのか、そういう見通しはいかがですか。

○鈴木(義)政府委員 これも相当進んでおりまして、現在近くわれわれ内部で相談もし結論を出すことになっておりますから、そう遠くない時期においてわれわれは推薦をいたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 たとえばこの十八種目の中で、電気通信関係を見ました場合に、抵抗器とコンデンサーが指定になっておる。実施計画からいえば、両方とも本年の二月十九日に決定しておる。ところがコンデンサーの方は現実に融資がもうすでに済んでおる。しかし抵抗器の方はまだというふうになっておりますが、その間の事情はどういうことになっておりますか。

○鈴木(義)政府委員 コンデンサーの方は実施計画は済んでおりますが、推薦は今検討中でございまして、近く推薦をすることになっておりますが、まだ推薦をいたしておりません。先ほど申し上げましたように近々推薦するように今計画が進行している、かようなことでございまして、それから抵抗の方は、近くこれも審議会を開きまして計画をきめることになっております。それと同時に並行いたしまして、企業の手を待ちまして至急選んで、できる

だけ早い機会に推薦するような手はずになっております。

○田中(武)委員 コンデンサーの方も、推薦までは決定しておるが、現実の融資はまだやっていない、こういうことなのですか。

○鈴木(義)政府委員 まだ推薦はしておりません。実は今週くらいに相談しようということになっておりますが、まだちょっと時期があれですから、来週、再来週くらいになるかと思ひます。なるべく早くきめて推薦することになっております。

○田中(武)委員 私の聞いているところでは、コンデンサーと抵抗器の間にこの法律の実施、すなわち具体的な融資の問題に関して何かギャップができておる、コンデンサーの方は先に進んでおるが、抵抗器の方はおくれている、こういうふうになっておるが、そういう事実はないのですか。

○鈴木(義)政府委員 それはコンデンサーの方は計画がきまっておりますから、従いましてその点は一歩先に出ております。抵抗器の方は、計画が近く審議会に諮って最終に本きまりになるわけでございまして、その点で計画のでき方が、コンデンサーの方が先に進んでいる。従いまして企業から出ます申し込み等も早目に出ておりますから、現在コンデンサーの方については開発銀行に推薦する案が近くできる段取りになっておるわけでございまして、抵抗の方は計画をできるだけ早く、今月中にもきめまして、それによって企業の申請を待つて推薦をする。多少計画ができておるといふ間で、一歩先にコンデンサーの方は進んでおるわけでございまして、できるだけわれわれも

なるべく抵抗器の方もおくれないように、早くやりたいということ而努力いたしておるわけでございまして。

○田中(武)委員 後ほど電子工業に關連いたしまして具体的な質問をいたしたいと思つておりますが、抵抗器の關係におきまして、外国の技術と提携の問題等があらって、そういうような關係から本法施行に當つてコンデンサーより抵抗器の方がおくれているのだ、こういうような巷間うわさ等もあるのですが、そういうような事実はございせんか。

○鈴木(義)政府委員 そのような事実にございせん、むしろ抵抗器につきましては、将来の目標をどういうふうにしてきめるかというところで相當議論があつたわけでございまして。さうなことから若干おくれておりますが、できるだけこれを取り戻すようにわれわれとしては努力いたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 それでは大体いつごろになれば決定する見込みなのですか。

○鈴木(義)政府委員 抵抗器の方は今月の終りないし六月初めに計画をきめまして、至急それに基づいて申請を受け付けまして推薦をするような段取りに持っていきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 抵抗器の問題につきましては後ほど電子工業の場合に具体的に伺ひすることにして、次へ進みたいと思ひます。この十八種目のうち十五種目が計画がきまつて、具体的に八種目の融資が決定した、その金額は二十六億円だ、こういうようなことなのですが、大体融資の決定を見たところを大まかに、いわゆる大企業と中

小企業と比較してどういふような振りが合ひになっておるか。と申しますのは、この法律の本来の目的が機械工業の現状を改善して輸出競争力を培養するために、まず機械工業のうち基礎部門あるいは部品部門の合理化を促進するのだ、こういうことが目的であつたと思ふのです。従つてこの法律の適用を受けるのは大体において中小企業だといふようにわれわれは理解しておつたのですが、実際の実施に當つてはどういふような状況になっておるか。大体中小企業と申してもいろいろあります、いわゆる普通の觀念の三百名を境に上下に見た場合に、どういふようなことになっておるか、その点を伺ひたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 御指摘の通り本法の目的は基礎部門とか、部品部門を大いに育成するわけでございまして、主として中規模あるいは小規模の企業でこれに寄与するようなのを大いに伸ばしたい、かようなわけで立案したわけであります。従いまして開発銀行の融資につきましては、中小企業を中心に考えておるわけであります。しかしながら一つの、何といひますか業種を、将来日本の競争力を備えるためにやる場合において、その中に大規模企業がありまして、やはりそれにも依存しなければならぬという場合には、大規模につきましても計画の中で考えるわけでありますから、本来、この法案の通るときにもたしか説明いたしたと存じますが、融資については中小企業に重点を置いてやる、従いまして大企業を取り込む場合でも、大企業にはその実力によって、融資を全然——計画としては取り上げるけれど

も融資は見ないから、見た場合でも非常にしぼつて融資を見ていく、こういう建前になっております。従つてわれわれの考え方は、全体の資金のうち中小企業の部門で占められるものは少くとも八割とか八割五分ぐらいになるように、ごく大企業に行く部分は全体の額を少くする、それから大企業でどうしても大いにこれを育成するために必要なものは、資金の額も大企業それ自身として、ほかのものよりもしぼつて負担力より見て少くしていく、こういうようなことになっておる。

○田中(武)委員 具体的に言つて二十六億を分けて、いわゆる大企業の方に幾らほど行つてそれが何社、それから小企業といわれる方に幾ら行つてそれが何社、そういうふうなことはわかりませぬか。

○鈴木(義)政府委員 実は二十六億円の推薦した企業は八十企業でございまして、今大中小の企業別にここに数字を持っておりますが、先ほど申し上げます通り、大体その二十六億のワケの八割程度は中小企業に向けておるといふふうに——中小企業と申しますとわれわれとしては資本金で一億円以下、かように見ておりますが、それに振り向けられることになっております。

○田中(武)委員 実はこの法律による融資を受けるために、大企業がこの指定の種目を作つておる工場だけを独立させて、そうしていわゆる一億円以下の会社にして、この法律の適用を受けるような内部的な改組といひますか、そういうような動きをしておるといふようなことも聞いておりますが、そういう事実についてはいかがでしょう。

○鈴木(義)政府委員 お話の点はちよつ

うのはどういふところをまず取り上げられる考えでありますか。

○鈴木(義)政府委員 大体運輸省と打ち合せをしておりますのは、造船関係では船用バルブあるいは船用ポンプ、さようなものを考えております。それから車両関係では車両関連部品の一部ということを考えております。

○田中(武)委員 そういう造船あるいは車両について具体的に計画を実施する場合に通産省と運輸省との関係はどういふことになっておりますか。

○鈴木(義)政府委員 これはその運用を一体的にやつていこうという考え方を

でございまして、結局その基本計画なり実施計画は、全部この法律によります機械工業審議会にかかるとございまして、そこで各統一的な方針でめぐるわけでございまして、さらにそれがきまりました後、その品種をそれぞれの主管大臣の分野によりまして、計画として公示するわけでございまして、

それから資金の確保につきましましては、これも一体的にやるということございまして、通産省と運輸省とが相談いたしまして、通産省と運輸省が一体となつて大蔵省と交渉して開銀の資金を確保する、かようなことになつてゐるわけであります。

○田中(武)委員 次に電子工業振興臨時措置法との関係ですが、機械工業、振興臨時措置法がある上に、今度電子工業振興臨時措置法を特に設ける、こういうことなんです、同じ機械工業の上から考えた場合に、特に電子工業振興臨時措置法というものを設ける必要というか、重点は一体どういう点にありますか。

○鈴木(義)政府委員 機械工業振興臨時措置法の方は御承知の通り機械工業の基礎部門とかあるいは部品部門の特に立ちおくれしているものを合理化する、設備を合理化して専門生産をやる、何といひますか、それを占めております中小企業の体質改善をやつて大いに伸ばしていく、こういう思想で機械工業振興臨時措置法の方はできておりますが、電子工業の方は設備を合理化するというふうな点にとどまりません、実は新しく技術を促進するとか、あるいは新しい生産を伸ばすとかあるいは新規産業といった部分に相当ウェイトを占めてきてゐるわけでござ

います。従ひまして、どうも機械工業振興臨時措置法の体系では電子工業に對しては十分ではない、かような見解から特に電子工業振興臨時措置法案を提案いたしたわけであります。従ひまして機械工業の場合を合理化計画とわ

れわれは呼んでおりますが、電子工業の場合には振興計画と申しまして、その中には特に日本の技術水準で劣つてゐるもの、試験研究を促進するための計画であるとか、あるいはまだ日本にできていないもの、あるいはまだ日本にても非常に数が少ないものを大いに生産するための計画とか、さような計画を含んでゐるわけでございまして、電子工業振興臨時措置法の場合の振興計画は、法律の第三条で電子工業振興基本計画というのを書いてございまして、この中の第三号の「性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある」といふうな部分は、機械工業臨時措置法の場合と同じでございまして、一号に書いてありますような「製造技術に関する試験研究を特に促進する必要があるもの」あるいは二号に書いてありますような「工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるもの」かような計画については、やはり電子工業の特異性から考えて、さような方式をとらなければならぬ、かような点が大きな根本的の違いでございまして、

○田中(武)委員 いわゆる機械工業の方は合理化が重点である、電子工業の方は振興政策が重点である。そういうところから新たに電子工業振興臨時措置法案を提出するんだ、こういうふうにおつちやうなところの、そういうところと機械工業の方は消極的だが、電

子工業はより積極的にやる、こういうことなんです。

○鈴木(義)政府委員 そうはつきり申されど非常に困るのであります、機械工業の場合は主として合理化を重点に——合理化といひますか、体質改善と申しますか、そういう点にウェイトを置いて昨年できた法律でございまして、しかも対象は中小規模の機械工業の基本的部分、基礎的部分あるいは部品部門を中心としております、かようなことで体系ができております。もちろんウェイトの置き方が、電子工業につきましましては、新規産業としてのウェイトが非常に大きいということ、特に大きい特色でございまして、さような点から計画をいたしまして、取扱いとして技術を伸ばす部分あるいはその生産を伸ばす部分、かような点が取り入れられてゐるというように申し上げたわけであります、そのほか法律の少し詳しい内容に入りますと、たとえば機械工業の場合には材料部分は適用しないけれども、電子の場合には材料部分、これは電子工業については非常に大事な部分でありまして、材料部分までも適用されるように配慮してある。あるいはこの法律の施行期限も、電子工業の立場から見ても、機械工業より相当長いところに目標を置いてゐる、かようなことで電子工業の特異性を取り入れて立案してゐる、かようなことになっております。

○田中(武)委員 機械工業は消極的であつていい、こういうわけじゃないが、それもよりよくやつていただくとともに、電子工業もやつていただくと思ふのですが……。

そこで大臣がお見えだからお伺いしたいのですが、電子工業が新しい分野の産業であり、いわゆる科学技術振興という立場から見ました場合、原子力と電子、この二つが今日の寵児だと思ひます。ところが今日科学技術といふと、何でもかんでも原子力と電子と、何でもかんでも原子力と電子の方が少しおくれつてゐるに思ひます。大臣としては電子に對してこの法律で今後どういふようにやるお考えだろうか、具体的にどういふような振興方法を考へてゐられるか、お伺いしたい。

○水田国務大臣 お話のように、電子工業が日本で非常におくれつておりました、かりに原子工業が進んだとしても、電子工業がそれに伴つていかなうということでは、科学水準全体の均衡がとれませんので、私どもとしては、おくれたこれを急速に振興させる必要があるということ、今年度の通産省の予算も御承知の通りこの部門の研究、試作助成というふうないろいろなものについて、三億円以上予算を増額したというふうなことになるのであります、この部門の振興が今日の科学水準の問題としては急務だ、そういうふうな考へております。

○田中(武)委員 科学技術振興の上に於いて急務だ、通産省は特に三億円を云々と言われるが、原子に比べて一体予算はどの程度であるか、何十分の一である。もちろんこの法律をせつかく出して——初年度は三億円ですが、今後はもっと伸ばそうというお考えですか、どういふように考へられておりますか。

○水田国務大臣 予算の比較でございしますが、原子問題の方は、これは原子炉を作る費用とか、そういうものの一切

が入つておりますので、あゝいう膨大な予算になつておりますが、私どもの方としては電子工業の振興のために、その研究の助成とか、あるいは役所自身が研究所においてこの問題の研究をするといふような、もっぱら研究費でございまして、原子力予算と比較はちよつと無理だと思ひます。

○田中(武)委員 せつかく大きく振興臨時措置法、こう出されても、予算が伴わなければ、法律を作つただけでは振興にならないので、今後この法律が通るならば、十分さういふ上に立つて措置を考へてもらわなければならぬ、こう思ふのですがどうでしょう。

○水田国務大臣 本年度相当大幅の予算をつけたつもりですが、この法律が通れば、来年度においてさらに必要な予算の増額はやりたと思つております。

○田中(武)委員 具体的な点でお伺ひいたしたいと思ひますが、たとえばこの電子工業振興法の二条に「部品及び材料」といふふうになつておりますが、この部品及び材料の中にコンデンサーあるいは抵抗器といふものを含むかどうか、もし含むならば、今まで機械工業臨時措置法によつて指定せられておるこれらのコンデンサー、抵抗器は、これとの関係はどういふことになるのか、お伺ひいたしたい。

うに、そういう点は事務的には間違いないように思っています。結局機械工業振興臨時措置法の適用を受けておる部分で、一部電子工業に関する部分がございますので、そういう部分は全部一括してこちらへ移す、かような考え方でおります。

○田中(武)委員 この電子工業振興法が実施されるならば、今までの機械工業振興臨時措置法によって指定せられておった業種も、これの適用を受けるものはこの法律の中へ移していく、こういうことになるのです。そうするとさっき言われたように、機械工業の方は合理化が目的である、一方は振興が目的であるというが、この法律が実施されると一そう振興政策を考える、こういうことになりますか。

○鈴木(義)政府委員 機械工業の中で部品部門は、従来機械工業振興臨時措置法の趣旨に適するようなものについては指定しておたわけでございまして、その中で今度の新しい法案の電子工業振興臨時措置法で指定する概念に入るものがございまして、電子工業としては、セツトそれから部品、材料一貫して均衡した計画で推進するのが適当であると考えられますので、その意味においてこちらへ移してその体系に取り入れる、かようなことでございしますが、もちろん従来やっておりました事業計画はそれより弱くなることはございせん。さらに強くなることになると思っています。

○田中(武)委員 たまたまそういうことでコンデンサーとか抵抗器というところが出ましたので、抵抗器について若干具体的な御質問をいたしたいと思っております。今日抵抗器製造の現状はどういうことになっておりますか、あるいはこの抵抗器の製造メーカーの分布といますか、大企業、中小企業を分けまして、こういう業者はどういうところが多いか、どういう作業場で作られておるか、こういう点についてお伺いします。

○鈴木(義)政府委員 抵抗器メーカーはいろいろございしますが、現在われわれが聞いておりますところでは、約三十四社あるように聞いております。このうちセツト企業との兼業は六社で、全生産量に占めます割合は、数量で約三%、金額で約二%となっております。従って大部分は中小企業である専門メーカーによって生産されておるわけでございまして、それでこの生産は、昭和三十年度におきましては抵抗器全体として、個数で七千万個、金額で十一億円の生産をいたしておるわけでございまして、このうちで、これはそのほかのものもございしますが、炭素皮膜だけについて申し上げますと、この個数が五千三百萬個、それから炭素体が六百三十七萬個というふうになっております。

○田中(武)委員 ただいまの局長のお話ですと、セツト・メーカーとして関係のある抵抗器を作っておるところが大企業の中にある。しかし抵抗器全体からいうならば、それは数量にして約三%、金額にして約一〇%、そうするとあとの九七%、金額にして九〇%までは中小企業が作っておる、こういうことにならうと思つております。今日抵抗器に対して大企業の進出ということが問題になっているように思つておりますが、そういう状況についてどういうふうな考え方を持っておられますか。今日の

ように中小企業において抵抗器を作るということが、大企業進出によってどういう影響を受けるか、こういうことについて局長はお考えになったことがあるか、お伺いいたします。

○鈴木(義)政府委員 この抵抗器は先ほどから御説明申し上げておりますように中小企業で主としてできておりますので、われわれもできるだけ中小企業の専門メーカーを育成するというような観点で今後やっていきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 抵抗器は九七%までが中小企業によって行われておる、従ってこの中小企業で行われておる抵抗器の生産に対しては今後もこれに重点を置いて育成し助成していきたい、こういうように局長は今言われたのですが、重ねてそれに間違いないか、だめを押したいと思つておりますが、いかがですか。

○鈴木(義)政府委員 ただいま申し上げました通り、現在中小企業で占めております。従いまして、もちろん今後の日本の全体の技術水準の向上の点も考えなければなりません、できるだけ主として中小企業部門の育成を考えていきたい、かようなことでござい

○田中(武)委員 具体的にお伺いしたいと思つていますが、日電あるいはその影響下にある多摩電機が、アメリカの I R C と提携をいたしまして、抵抗器の大量生産をやりたい、こういうようなことで今通産省の方へ技術提携についての申請が出ています、今後どういふような措置をとられようとしておるか等を簡単によろしいですからお伺い

いたしたいと思つております。

○鈴木(義)政府委員 昨年の秋、たしか十月ごろだと思つていますが、今お話がございましたように I R C と多摩電機工業との技術提携について申請が出ております。その内容は I R C の製造または研究する抵抗器について特許の独占的な実施権を与えまた製造に関する技術援助を行うものでございまして、またこれに関連して機械の輸入計画もあるように聞いております。大体内容はさようなことになっております。通産省としては目下検討いたしております。果してこういうふうな技術が、も

ちろん日本の電子工業の技術向上は大いに伸ばさなければいけないわけでございまして、日本の電子工業の技術水準を向上する上において必要かどうかというふうな意味で目下検討しております。その方法といたしましては、現在電気試験所におきまして I R C の製品とか日本の従来の業者の製品とかを試験中でございまして、これはごく最近に集まりましたので試験を開始しておるわけでございまして、それと同時にこれに對しましては実は既存の中小企業の方から相当大きな反対がございまして、これに對しても十分われわれとして考えなければいけないと考えております。これがいかなる影響を持つかというところを目下検討いたしております。また最終的結論は出ておりませんが、われわれとしましては十分既存の中小企業に対する問題を考え、慎重な態度でこの結論を出したい、かように考えておるわけであります。

○田中(武)委員 現在 I R C の製品と従来の日本の製品とを試験中だ、こういうことですが、まだ試験の結果はわか

かっておりませんか。それから実際面におきまして、日本の現在の抵抗器がアメリカ等一般世界水準に比べて技術的にはほんとうに劣つておるのかどうか、そういうような点について通産省としてあるいは電気通信機課としてはどう見ておられるか、そういう点をお伺いいたします。

○鈴木(義)政府委員 電気試験所の試験の結果はまだ出ておりません。今実験中でございまして、近く結論が出ると思つております。技術水準の点につきましては電気通信機課長からお答えいたします。

○重見説明員 抵抗器の技術水準につきましては、従来の製品が新しい分野に使われるという必要が出て参りますと、たとえば最近の航空機に搭載します無電機関係あるいはレーダー関係あるいはその他新規に、たとえば電子計算機その他ものに必要になるといふようなことになりまして、必ずしもこれに合致する規格のものはまだできておらないというのでありまして、現に国産化しますこれらの航空機搭載の關係のものは各種抵抗器のみならず、その他の部品をすべて輸入してこれを組み立てるという現況でございまして、従つて今度の振興法で今計画しておりますものも、少くともその水準まで早くござつていく必要があるというふうな考えでやっておるわけであります。

○田中(武)委員 私の聞いておるところでは、一般的な抵抗器については決して日本の技術水準は劣つていない、しかも値段も國際的に見て安く、ただほんのわずかなばかりセツト機用等について、俗にボロン抵抗器といわれる

ようなものについてまだ若干日本として研究中のものがあるようです。しかしながらそれはほんのわずかで、それだけのために外国との、はつきりいったらアメリカとの技術提携を必要としないではないか。それから先ほど局長が言われたように、今後この電子工業振興法によって積極的な振興助成政策を抵抗器に対してとられるならば、二年も待たずして近くそういうところまで日本の抵抗器の製造技術は上るんじゃないか、こういうふうにも考えますが、そういう見通しについてどういうふうに考えておられますか。

○田中(武)委員 いろいろ航空機用、ジェット機用だけでなく、その他の工業用についても、精度の高い抵抗器を必要とする、こういうことなんです。それは、それは、電子計算機とかあるいは電波兵器、こういうものだろうと思うのですが、そういうものにはいたしましても、大体現在の日本の抵抗器技術とすれば、少してこを入れてやれば、そこまではすぐいくんじやないか、このようにわれわれは見えておりますが、ただ、わずかに現在特殊なものとして、日本にできないから輸入しておるといふのですが、私の聞いているところでは、大体月に二千から三千程度のもので、大抵、こう思うのですが、それくらいは輸入のためにわざわざ技術提携をして、そうして機械を持ち込んで、高い機械代、ロイヤリティを払ってまでやる必要があるのかどうか。また、そういうことについて、もう少し抵抗器メーカーに対して、こういう精度のものを作るのがどの程度の努力で、期間でやれるかというところ、これも聞きになり、あるいは検討せられたかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

○重見説明員 現在必要としております高規格のものは確かに数量は非常に少いのでございまして、それからなおジェット機搭載のものにつきましても、最近ようやく国産化が始まるという状況でございまして、現在までの輸入実績は数量にしますと大した量ではございません。なお現在われわれが考えておりますのは、新たに工業用に使用します新しい分野が開けてきますので、必ずしもこういう航空機に搭載するものに限りませんで、むしろ非常に過酷な条件のもとで使われますような工業用の制御器その他についても、十分その性能にマッチするような製品を作る必要がある、こういうような考え方で、将来に対してはこれを全面的に輸入に待つというのではなくて、やはり国産を進めていくというのが必要だといふふうに考えております。

ういふものができてくるかということにつきましても、われわれの方は試験所その他を動員いたしまして、できるだけその線に沿うべくやっておりますが、先方におきましても日進月歩の進歩をしておるわけでございまして、これについてもまだ今後十分な試験研究等も必要であり、これはメーカーにもこの技術を入れていくというのに伴って、初めて三年後あるいは五年後に必要レベルに到達することになるといふふうに考えております。

○田中(武)委員 いわゆる航空機用、ジェット機用だけでなく、その他の工業用についても、精度の高い抵抗器を必要とする、こういうことなんです。それは、それは、電子計算機とかあるいは電波兵器、こういうものだろうと思うのですが、そういうものにはいたしましても、大体現在の日本の抵抗器技術とすれば、少してこを入れてやれば、そこまではすぐいくんじやないか、このようにわれわれは見えておりますが、ただ、わずかに現在特殊なものとして、日本にできないから輸入しておるといふのですが、私の聞いているところでは、大体月に二千から三千程度のもので、大抵、こう思うのですが、それくらいは輸入のためにわざわざ技術提携をして、そうして機械を持ち込んで、高い機械代、ロイヤリティを払ってまでやる必要があるのかどうか。また、そういうことについて、もう少し抵抗器メーカーに対して、こういう精度のものを作るのがどの程度の努力で、期間でやれるかというところ、これも聞きになり、あるいは検討せられたかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

○重見説明員 現在合理化計画の中でやっております目標といふものは、現在大体最高の規格と考えられております。米軍のミール規格でございまして、これは年々変わっておりますので、われわれの目標といふものは、一応関係官庁その他メーカーの方とも協議いたしまして、これを定めます。現在ほつきましかかっております計画におきましては、さしあたり国産化すべき目標といふものを定めたわけでございまして、ただそれに必要な設備その他については、現在いろいろ研究中でございまして、これについてはいろいろやり方その他について意見があると思われまして、今後機器の選定その他について、なお若干の検討の必要がある、こういうふうな考えでおります。

○田中(武)委員 大体電気関係といいますが、電波関係といいますが、電気通信関係の外国との技術提携が多過ぎると思ふのです。これは各社の競争のために、われわれもそれというやうなことでやった結果だろうと思ふのですが、重工業局からいたしておる資料を見ても、許可件数が、全体で五百十八件に達し、電気関係が二百二十二件、二四％である、こういった状況であり、支払っているロイヤリティ関係を見ても、全体が五千五百四十三万九千九百九十九ドル、通信機関係が九百四十八万九千九百九十九ドル、一七％、こういった状況である。しかも一社を考えてみても、RCAに対しては四十六社、四十八社が技術提携をやっている。こういうやうな状況で、少し技術提携が多過ぎる。通産省の側からいふならば、無制限に許可せられたのじゃないか、そういうやうな感じも受ける

わけなんです、そのために今日ではこの種の産業においては、支払いのロイヤリティが大きな負担となっております。こういう状況については、局長も認めになると思ふのですが、これは大きな政策の面として通産大臣にお伺いいたしますが、いつか読売新聞が書いて、またそれをまとめて本に出しておると思ひますが、「日本のむく殿」といふ単行本が出ております。それには、外資の導入あるいは外国との技術提携の問題を取り上げて、いわゆるひさしを貸しておもやをとられるという、日本の民族産業がアメリカ資本その他の外国資本にどんとやられていって、今や日本の民族産業、日本の民族としての技術、これがどんと侵されておるといふやうなことを悲觀的にその本は書いておられますが、こういうやうなことに、大臣はどんなふうに考えておられるか。あるいは、こういう技術提携あるいは外資の導入、資本提携というやうなことに、今後どういふ方針で臨まれるか、一つ大きな観点からお伺いしたいと思ひます。

○水田國務大臣 先ほど申しましたように、日本の技術のうちで電子関係技術が特に占めておったという関係から、外国との技術提携の問題がこの部門に相当多かつたということになろうと思ひますが、それによりまして相当日本の技術も改善向上したという実情になっておりますので、ただいま御指摘ございましたやうなケースの問題は、中小企業との関係もございまして、政府の研究助成というやうなことからして相当目的の達せられる面も多からうと思ひますので、今後の問題と

しましては技術提携の問題は、石油化学とか、まだまだ日本で急速に発達させるために外国技術の導入をしなければいけません、やうな大きな面もございまして、そういう方面はまだまだもう少し勇敢にやってもいいと思ひますが、ただいまのやうな方面につきましても、これは慎重に今後取り扱いたいと思ひております。

○田中(武)委員 特殊な技術で、とうてい提携をしなければ日本の技術がそこまでいかない、こういうやうなものはやむを得ないと思ひます。しかし少してこを入れてやり、少し指導をしてやる、少し期間を見てやるならば、もうそこまでするやうなことがわかつておる部門に対して、いたずらに技術の提携とか外資を入れる、そういうことについては、私はどうかと思ひます。ことに一社に対して、RCA等に対して四十六社が競争的に同じこと、たとえば真空管だけに大きな提携をやってお互いがしのぎを削っておるといふやうな状態は、大きく日本の産業から見て、はなはだもって不愉快であり、大きな損をしておると思ひます。特に今私がお伺いしておる抵抗器の問題にいたしましても、ほんのわずかな問題、ほんのわずかな日本ではできないというものが、そのうち大部分のものが日本の技術でできるといふものに対して、特に技術提携の必要があるのかどうか。こういうことに対しては、疑問を持っておるわけなんです、大臣、そういうやうな、もう少し、もう少しの期間でそこまでするのだ、こういうものにに対して、大きな観点から技術提携を急ぐ必要があるかどうか、一つ大臣のお考えをお伺いします。

○水田國務大臣 先ほど申しましたように、日本の技術のうちで電子関係技術が特に占めておったという関係から、外国との技術提携の問題がこの部門に相当多かつたということになろうと思ひますが、それによりまして相当日本の技術も改善向上したという実情になっておりますので、ただいま御指摘ございましたやうなケースの問題は、中小企業との関係もございまして、政府の研究助成というやうなことからして相当目的の達せられる面も多からうと思ひますので、今後の問題と

○田中(武)委員　ちよつと鈴木局長にお伺いいたしますが、今言つておる抵抗器の問題で、今日まで抵抗器が若干技術がおくれておる、こゝう見ましたときに、一体その抵抗器の技術振興のために、通産省の重工業局としてはどの程度のをこを入れてやり、どの程度の指導をした、あるいは助成等の方法をとつたか、そういうことについてお伺いいたします。

○鈴木(義)政府委員　ちよつと正確な数字を覚えておりませんが、過去において工業技術研究奨励金を二、三件出して、国産技術の開発をするように努力したということを書いております。それから同時に、従来十分ではございませんが、電気試験所その他の関係においてできるだけ抵抗器その他電気機械についての試験、研究について、民間に対する助成を行なってきた、かような状況であります。

○田中(武)委員 私が調べた資料ですから間違つておるかもしれませんが、それによると、これは具体的に名前を申し上げるのはどうかと思いますが、多摩電機機に対して、応用研究助成金として、昭和二十六年に四千万円、二十七年に五千万円、二十九年に六千万円、こういった応用助成金が出されておる。大洋電機機に対して、昭和二十六年にこれも同じく応用研究助成金について五千万円、二十七年に一千万円、こういうように出されて

る、こういうふうにも見えると思うのです。しかも一千何百万円といったような助成金を出して、現にその研究を助成し、水準を引き上げつつある際に、その成長を待たずして外国の技術を入れるというように急がれる必要もないのじゃないかと思うのですが、局長はどうお考えになるか。しかもまた今後、ここまでてこを入れてあったらもう一息です、もう一息ということに

対して、もちろんこの法律によりましてこういう基礎材料なり、部品が適用を受けたならば当然振興政策として取り上げられると思うのですが、そういうことについて積極的な援助計画といえますか、援助あるいは助長についてのお考え方を伺いたいと思います。

○鈴木(義) 政府委員　たとえば過去において、工業研究奨励金を助成したりして技術の開発をしてきたものにつきましては、できるだけそれを伸ばした

いと考えております。ただ今後電子工業全体としては、さらにまたいろいろな国際的のミル規格とか、さような点で高度の技術を要する点がございます。さような点につきましては、今後この電子工業の振興計画におきましてどういうふうに対応して国産技術を開発していくか、さような点も十分研究して大いに伸ばしていく、かようなことに考えております。

○田中(武)委員 この抵抗器の問題だけじゃないのです、往々にしてよく行

やった補助金なり助成金が死んでしま
うと思う。そういうようなことが今後
なされるならば、一種の税金のむだ使
いだと思うのです。これは私は一例を
あげたわけなのですが、現に抵抗器に
ついてても十分とはいかなくとも、やは
りある程度の助成なり、研究等につい
て指導もせられ、育成もしておられる
わけだ。だからその結果を十分待つ必
要があると思う。それでその助成金な

り研究費を出した結果が現に上りつつあるのか、出してあってもだめだ、こういうように局長は認められるのか、そういう点についてはいかがでしょう。そういう研究費とか応用研究費を出された企業なり、その抵抗器に対する品質、技術の向上がもう見込みがない、こういうふうにお考えになっておりますか、それともやはり出してやったのは、それだけ値打があるだけの育成といえますか、成長しつつあるとい

うふうに見ておられるのか、いかがでしょうか。

○鈴木(藝)政府委員 技術的の点で、はつきり申し上げられるかどうかわかりませんが、従来補助金を出しましたものにつきましては相当いいものでできていて、これをわれわれとしてはさらに伸ばしたいと考えております。今後としましては、やはり世界的に日進月歩でございますので、技術の水準はどんどん上っている。さような見地からさらに新しい研究の手も打

ときには、次のような観点から検討する必要があるのじゃないか、このように思うのです。と申しますことは、まず需要供給の關係を見てどうであるか、こういうように検討する面があると思う。もう一つは品質、技術の面がどうであるか。もう一つは価格の点がどうであるか。こういう点から検討が必要だと思う。そこで現在の抵抗器の問題を今考えてみましたときに、抵

抗器の需給の關係を見ました場合、現に輸入はわずかで、先ほど言つたようにむしろ抵抗器のような特殊なものを若干輸入しているが、輸出の方が多い。たとえば東南アジア、台湾あるいはアメリカ等にまでこれは単体として出ておると、一つのでき上った製品の部品として出ておるとあります。が、大体一千万ぐらひは輸出しておるのではないか、このように思ひます。そうすると需給の關係から見まして、

その必要が現在ないようにも考えられる。次に品質の面から申しましたら、今申しましたように、わずかなジェット機その他に必要なものがまだ若干でないという状態、その他は十分日本の抵抗器に間に合うという状態である。それでは価格の面はどうかというと、これは国際的に見ても日本が抵抗器が一番安いと聞いているのですがこれがもし事実とするなら、そう急いで技術提携の必要もないのではないか、こう考えられます。そういうふうな点

いろいろな観点からこの問題を検討しなければならぬと考えて、われわれとしては慎重な態度をとっておるわけでありませう。特にわれわれ重視しておりますのは、やはり抵抗器としましては今後新しく伸びる分野でございます。相当国内的にも高度のものが、また高度のものばかりでなく数量も全体的にふえていく、かようなことに相なっております。でございます。しかし

一番われわれが重視しておりますのは、やはりさっき申しました中メーカ、既存の専門メーカとして育てたいということの関係でございます。先生のおっしゃったいろいろな御指摘の点、さらに私が今申しました点を考えまして十分慎重に検討しております、かような態度をとっております。

○田中(武)委員 この抵抗器の関係のみでなく、一般的にいつて今後技術提携等については、慎重な態度をもって

臨んでいただきたい。ことに今私が取り上げている抵抗器につきましては、何回も申し上げるようにほんのわずかである。そこへ大量生産する機械を入れてどんどん作っていく、こういうことなら、九七%まで製造しているところの中小メーカーに対して及ばす影響等も考慮しなければならぬので、十分注意をしていただきたい。ことに先ほど私、例をあげましたが、いわゆる「日本のむく殿」というあの本を読みまして、日本人ならばだれも憤慨せざ

るを得ないような状況でございますので、慎重な態度をもって進んでいただきたい、こういうことをお願い申し上げます。なお質問を続けたいのですが、関連質問があるそうですからちよと休憩します。

○吉川(久)委員 関連をいたしました二、三お尋ねをいたします。通産省の電気関係の試験研究機関の機構、陣容はどんなふうになっておりますか。

○鈴木(義)政府委員 通産省には工業技術院の管轄下に電気試験所がございます。それが電気関係の試験研究を行なっております。特に電子工業に関係するものは電子部というものがございまして、そこでもつぱらやっておりますが、そのほか関係の各部におきましても電子機器に関係する部分がございますので、そういうところも協力いたします。またそのほか名古屋の工業試験所とか機械試験所とか、さようなところも電子機器に関するものがございまして、そういうところで試験をやっております。

○吉川(久)委員 試験だけでございすか、研究もあわせてやっておるのでございますか。そしてその設備の規模、機構、どんな陣容ですか。

○鈴木(義)政府委員 研究及び試験、両方やっております。ただわれわれとしてはできるだけ予算をとってやりたいわけでございますが、機構、規模についても予算の制限があるわけでございます。ただいま申し上げました電気試験所の電子部にしましては、今年度は、先ほど大臣がお話しになりました予算三億円のうちの、大体二億円はこれの費用でございす。研究費としては一億円でございす。人員は約

五、六十名でございまして、今度予算がふえましたのでさらに十人ばかり人員を追加したい、かように考えております。

○吉川(久)委員 こういうことを伺うのは、実はただいまの質疑を伺っておりますと、固定抵抗器の問題が出ておるようでありますが、この問題は昨年の秋ごろであつたと思ひますが、私は、ただいま通産政務次官になっておいでになる長谷川君の職尾に付して、国内の中小企業振興のために、外国にわざわざ特許料まで払って入れる必要はないではないかというところで相談を受けていたのではありませんか。それからもうすでに相当の長い月日をけみしておりますが、先ほど伺っておりますと、まだ試験研究の結果はつきり出ていない、こういうことでございすので、一体いつごろまでかかればそういう結果ができるのか、何か試験研究の機関というものがきわめて不十分のために、業者をいつまでも不安な戦々きようきようの気分には置いていないかという点、これは、はなはだ好ましくないとと思ひますので伺つたわけでございますが、私の今通産省へ直接行って聞いたところによりまして、研究の施設、試験の施設というものがきわめて不十分で、その陣容もまだ十分でない、そういうところで試験研究をいたしまして、果して正確な結論が出るほどのものであるのかどうかという点について不安を持つておりますが、その点は自信がございすか。

○鈴木(義)政府委員 それは日本としましては公的機関でありますし、電気試験所ですらういふもののテストをする

ことは、われわれとしては妥当じやないかと考えております。もちろんある程度の設備、人員は持つておりました、われわれとしては、先ほど申し上げましたのは、電子機器の開発とか、研究、試験については非常に使命が重大でございますので、その使命の重大さに比べては現在のものがまだ十分でない、今後われわれとしては、先ほど大臣がお話しになりました予算等を十分とりたいということを申し上げたわけでございます。このテストについては、われわれは十分やれると考えております。

○吉川(久)委員 その工業技術院の試験研究機関というものは、どういふ目的でやっておりますのか、お尋ねの点どういふふうにお答えしいいかかわらないのでございす。もちろん電気試験所の電子部では、電子機器等に関する部品とか、あるいは電子機それ自体、理論的な基礎的なもの、いろいろなものについて研究をし、また試験をしておるわけでございますが、何か具体的御質問でございす。例えば、ちようど電気試験所の電子部長がおりますので、説明員として説明いたさせます。

○吉川(久)委員 簡潔に伺つていただきますが、試験研究をして、その結果をどういふふうにするために、何の目的で何をするために試験研究をしていくのか。

○鈴木(義)政府委員 もちろん日本の電子工業あるいは電子技術の向上、そういうことに寄与するためだと考えます。

○吉川(久)委員 電子技術の向上に寄与するためだということでございます。ところで、先ほど申し上げたように、試験研究の結果を民間に連絡して、民間の産業を振興するよなことに、具体的にこれを利用していかないように私は思ふのです。何か象牙の塔に立てこもつて、そして試験研究員が試験研究をして、それだけに終つていふような感じがするのでございますが、その点はどうかでございますか。

○鈴木(義)政府委員 もちろん電気試験所としては、さような点で十分国内の業界との関係も注意してやっております。もちろんその点は直接やする場合もあつたし、また私も重工業局でございす。重工業局の行政をやりまします上におきまして、電気試験所と密接な連絡をとり、テストとか研究、または重工業の行政上の考え、また技術的な面の考え方、さような点についてよく連絡をして、民間の行政指導について遺憾のないようにやっております。つもりでございますが、あるいは十二分でないところがございす。かば、今後さらに努力していきたい、かように考えております。

○吉川(久)委員 どうもこれは通産省関係の試験研究の機関だけではないのです。これは日本の他の面においても、こういうことが言えると思ひますが、どうも象牙の塔に立てこもつて、そしてひとりよがりをしていて、国費を費しながらもその結果がほとんど活用されていらない、こういうきらいがどこにもございす。特に私はこの電子関係部門に多いような感じがするので、これは通産大臣にお伺ひいたしませうけれども、これでよろしいのか、今後この問題をどういふふうにより具体的に――これは今の局長の答弁では試験研究の結果は重工業局の行政部門とのつながりはあるというところだけでございまして、これを民間の産業と結びつけていくという点については、今の御答弁では私も満足できないのでございす。今後通産大臣として国政にどういふふうにより具体化していくのか、その辺の所見を伺ひたい。

○水田国務大臣 今まで研究所のやつた仕事はどういふふうにより実際の工業に役に立つておるかという実態を十分承知しないで申しわけないのですが、今後そういうふうによりつややつていきたいと思います。

○吉川(久)委員 大臣せっかく勉強してもらわれないと困ります。局長にお伺ひいたしますが、さういたしますと、国内の民間の産業、中小企業を育成するためにも、今の段階では私は特許料まで払つて技術の交流をする必要はないじやないか、私の聞いているところによれば、防衛庁で外国から供与されるところの航空機とか、レーダーとか、こういうような兵器関係のものについては、向うの時代おくれの古いのを入れているんだそうです。通産省の当局からさういふに今まで聞いております。また防衛庁でもこれは認めておられます。最新式のものではない古を入れて、そんなことをしないで、現在のアメリカの進んだ固定抵抗器等を輸入したらよいじやないかと思ひますけれども、こちらで供与されておる航空機やレーダーに使うような、さういふ抵抗器はもうすでにアメリカではこしらえていないからそれを輸入することができない。ですから技術交流に

よって今後こちらで作っていく以外にないんだ、こういうように私どもは聞いているのでございますが、その通りですか。

○鈴木(義)政府委員 具体的にそっくりそのまま答えられるかどうかはわかりませんが、向うから輸入できるものもございまして、また従来向うで作っていたもので、あるいは現在作っていないで日本で作らなければならぬものもあるかというふうにも聞いておられます。しかしながら、これを国内でやる場合にいかなる方法でいくか、できるだけ国産の技術を開発して大いにやりたいという気持ちが強いわけでございますが、さような点で検討しております。

○吉川(久)委員 どうも御答弁がはっきりしないのでございますが、輸入したらいじやないかと私どもは通産省に折々言うのです。ところが向うではそういうものは古くなって作っていないから輸入はできないんだ、こういうことを折々伺っておるのであります。そのために技術交流をやった新にこちらで作らなければならぬのだ、こういうふうにも伺っておりますが、その通りでございませうか。

○重見説明員 航空機の搭載機器については大体国産化するということになっておりますが、これに組みます各部品を今そろえて向うのメーカーから輸入する、こういうことをやっております。ただこの場合に、その機器そのものが向うではもう生産をやめているものもあるわけでありまして、それについては一部の部品が向うでできないというものがございまして、その中に抵抗器なども含まれる場合もあります。

し、あるいは単独にまとめてあとで買える場合もございまして。そういうことによつてケース、ケースによつて違いますが、全般的には性能的にそれぞれ部品が旧型化しているというわけではございませんので、機器そのものの組み立てたものの性能が少し古いタイプと、今少し新しいタイプが、新しいものについては使われているのでございますが、現在供与を受けておりますものは古いタイプがありまして、それを国産化します場合に、その部品の一部については輸入することができないものもある、こういうわけでありまして。

○吉川(久)委員 大臣は私のお尋ねした通りにいたしますというお答えでございまして、今の説明員の御説明の程度であります。これはわざわざ技術交流をする必要はない。しかも前から御質疑になったところを伺いますと、きわめて少量でございまして。言うほどのものでない数量であつてみれば、まだ輸入できるものは輸入して、そして試験研究機関で十分研究をしてその研究の結果を民間に流して、民間の産業を育成する、こういうのが試験研究機関の存立の意義であり、通産省としては中小企業振興のためにこの道を選ばなければならぬと思うのです。それを中小企業を圧迫してまでも技術交流をする、しかもわずかな数量に對してというふうなことは、日本の通産省の使命に反するものでは、ないかというふうな措置をとつてもいいか、きわめてわずかな数量です。また今の説明員のお話では輸入もできるものもあるのだそうでございまして、できるものはできるだけ輸入して、そしてそれを資料として試験研究機関で十分試験をし、研究をしてこれを民間に流していく、象牙の塔にかかえてひとりよがりをしておるのじやなくて、それを下に流して、そして日本の中小企業を、国内の産業を育成していく、こうあるべきだろうと思ふのですが、大臣はどういうふうにお考えでありますか。

○水田國務大臣 私全く賛成であります。

○永井委員 やはり抵抗器の問題ですが、これは先ほど来話を聞いていても、何だかはつきりわからないのですが、技術関係からお見えであるということですから伺います。抵抗器の技術を導入するか、導入しないかということについてどのような試験研究をしておるのか。これはテーマだけでもいいのですが、これこれのテーマで試験研究をしておるんだ、その研究が今日の段階にあるかということ技術当局からお聞かせ願いたい。

○和田説明員 御説明させていただきます。現在抵抗に関する研究は、電気試験所では遺憾ながら十分にできておりません。おりませんが、現在やっておりますことは、将来のプリント配線の時代に備へまして、まるくはない、平らな、何と申しますか、板みたいな形の抵抗で、いもを作ろうというところに研究自身は全力を尽しております。あとのことにつきましてはいろいろなメーカーの方の工場を見せていただきますとか、過去の経験ないしはいろいろな勉強によつて研究を続けておるような状態でございまして。

○永井委員 そういたしますと、一般的な技術試験の研究であつて、アメリカのIRC社の固定抵抗器の技術をさしあつて導入するかしらないか、これについて導入しなければ、日本の技術でそういうものが生産できないかどうかというような事柄についての試験研究というものはしておらないのですか。

○和田説明員 いろいろな抵抗の研究をいたします研究の必要上から、現在若干試験のできる設備を持つておりますから、試験も行なつております。それで昨年は、たとえば防衛庁から頼まれましたいろいろなメーカーの試験をいたしましたり、抵抗の試験をいたしましたり、輸入品につきましても試験をしたこともございまして。それで従来から大体どういう会社の製品はどうであるかということについて、大体の考え方、成績を持つております。今度の問題につきましましては、すぐにその抵抗の試験を始めなければならぬという御指示を特に本省からわれわれはいただきましたので、従来の成績を念頭に置いて、つまり試験を始めようというところは考へていなかった。ところが本省の方からこしに入りました重ねという一度試験をしてみてもいいという話がございまして、それで、それから至急IRCの品物を輸入する手配をいたしまして、それが到着するころに日本のそれと同じようなソリッド抵抗のメーカーにその理由をお話しいたしまして、サンプルをいただきまして、それで試験を始めたものでございまして、から、試験に着手する期日がおくれたわけでございまして、先月の末に全部のサンプルがそろいましたので、そろ次第さつそく試験を開始して来週くらいに終える予定で、急いで毎日やっておりますわけでございまして。

○永井委員 試験研究の段階はわかりましたが、そういたしますと、局長に伺いますが、来週くらいにその技術的な試験研究の結論が出る。そういたしますと、その結論はまだわからないとしても、その結論に基いてこれをどのように当局はお取り扱いになるつもりでありますか、お考えを伺いたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 われわれがこの技術提携の可否を決定する場合の一つの重要な参考事項として取り扱うわけでございまして。

○永井委員 参考事項とすることは答弁に待つまでもなくわかり切つていて、参考にするために試験をやつておるのですが、ただその場合技術の段階でどうして日本の技術ではそこまで自力でいけないのだ、あるいは外国へ技術者をやつて研究してもいいのだ、それは何十年かかっても及ぶもつかないのだ、だからとりあえずそれに間に合わせるためには技術の導入をする以外にはないということであれば、技術提携をするということもあり得ると思ひます。しかしこちらから向うへ技術者をやつて向うで修得させるとかあるいはできるだけ日本の試験機関においてこれが進められれば、そういうものを導入しないで、ロイアリティを払わないで日本でもやるといふようないろいろな方法があると思ひます。その場合どこに重点を置いてそれを処置するかということも聞いておるのです。ロイアリティを払つて向うからすぐ入れるのだ、先に入れた方が先にもうかるのだ、ちやうど組織関係ですが、一年たてばこういう技術が日本でできるといふ段階にいつている、しかし一

年たなければそういう製品はできないのだという結論が出た。ところがその一年間にはかの会社がその技術を入れてやればその期間にもうけられてしまふからというので、技術者の意見を無視して営業の面からそれを入れて、その一年間に何十億ともうけた。ただもうけるというのを主に考えるのか、日本の民族技術の育て上げるというところに重点を置いて考えるのかというのを聞いています。

○鈴木(義)政府委員 あるいは私の答弁がまずかったかと思いますが、結局試験結果を見まして、それによって技術の程度がわかると思いますが、それもちろん重要な要素でございますが、さらに今後与えられたといいますが、そのの所要の時期までに日本の技術がどれだけやれるかという点をできるだけ検討しまして、国産でやれるものならできるだけ国産でいくべきである、かように考えております。さらにさつき田中先生から御指摘のありましたはかの要素を十分に検討した上において結論を出したい、かようなこととございます。

○永井委員 大臣に伺いたいのです。大臣は技術者でありませんから、固定抵抗器の技術の内容がどうかとごまごましたことはわからないのは当然だと思ひますが、それにしても日本では今何かといえどもうけ本位で、早くはかの会社が手をつけないうちにロイアリティでも何でも払って、その間にもうけてしまふ、こういうことで技術を導入する、あるいはロイアリティを払っていろいろなものを入れるということがはやって、せつかく日本の中に育ちつづめる技術を頭からちよん切つ

ていく、水をかけていくようなことがほとんど行われている。そして国内においては、たとえば固定抵抗器のような小さな問題にしても、民間の中小企業で四苦八苦してここまで技術を伸ばしてきた、そういうものを助成もしなければ補助もしない、その技術を育てることに力を入れないで、お前の技術は低いじゃないか、外国じゃこれだけいっているのだ、入れるぞ、こういうようなやり方です。ロイアリティは一年にどのくらい高く払っているかわからないというやうなことです。固定抵抗器ばかりでなくて、そのほかの問題でももう少し常時国の政策として技術あるいは学問、科学というやうな基礎をずっと育て上げていくならば、そういうことは日本の中で十分できるものを何もやらないで、そうして手当り時代に導入することばかり考へる、こういうやり方は基本的に間違つておるんじゃないか。ここで固定抵抗器が問題になっておるからそれについていろいろな結果が出るであらう、ましようが、その場合絶対的条件というほどの堅持を持って、国内のこういう技術を育て上げることに努力をするんだ、しかしそのために何年かの期間、たとえばジェット機ならジェット機の産業が非常に障害を受けるというならばそれは商品として輸入する、こういうふうないろいろな考え方の段階があると思うのです。そしてほんとうにだめであったとしても、こちらから技術者をやって早く技術を日本の国民のものにするというやうな行き方もあると思ふのですが、どういう順序でどういふうにこの問題を処理されるか。ここ

すからそれを中心としてお尋ねするのですが、技術一般の問題として大臣はどのような政策をもってこれらの問題に臨もうとされるのか、方針を伺つておきたい。

○水田國務大臣 さつき申しましたやうに、終戦後空白時代がありましたために、日本の技術水準というものがあまりに外国からおくれている、こういう部門につきましては一定水準に達するために技術導入というものはどうしても必要で、そのために過去相当の技術導入をやりましたが、これによって日本の技術が非常に向上して、今一応の水準までできております。ここまですればもう日本自体の技術研究によっていくに従つて日本も同等に進み得るという見通しのついた部門もたくさん出ておりますので、従つて今後まだ日本が非常におくれておる部門についての技術導入は私どもは積極的にやる必要があるのじゃないかと思つておりますが、ただいまのような問題につきましてはできるだけ自分の技術研究によって解決していくのが本筋だろうと考えておりますので、取扱ひについては十分慎重を期したいと思つております。

○永井委員 大臣のたゞいまの答弁は大へんけつこうだと思ひます。そういう方針をもって今後進んでいただくために、それをほんとうに具体的に進めさせるためには、それじゃ通産行政として技術者をどのように尊重していくか、あるいは試験研究機関に対してどのような予算をつけてどのような研究を推進するかということが裏づけにならないければならぬのでありまして、ただいまの言葉だけでは、口先だけでは技

術やなんか進歩するものじゃないのですから、そういうところに思ひ切つて努力をしなければならぬ。世界水準に達するために技術提携とかそういうものを輸入することだけに専念しないで、何年か時間がかかるけれども、ほんとうに土合を築き上げていく、そういうところに一その努力をしていただかなければならぬと思ひます。今の大臣の答弁の裏づけとしては、その予算の運営についても本年間に合わないかつたら来年度予算の編成に當つて、今の内閣がどのような科学技術振興についての熱意とそれから見識を持っておるかということが予算で明らかにすることと思ひますから、一つたゞいまの答弁の限りでなく努力していただきたいと思ひます。

もう一つ伺ひますが、そういうやうな大臣の答弁とは反して、実際は清涼飲料水が国内にだぶつておるにもかかわらず、コカコーラを輸入して、あるいはミシンが中小企業として非常な努力をもってここまで築いてきて世界水準にあるというにもかかわらず、さらに向うからシンガーを入れてくる、あるいは映画を入れる、ばかげたものをどんどん入れてきておる。それでたとえば織機の場合についても、織機の制限の問題が出てくると、織機は非常な努力をもって東南アジアその他の海外市場を獲得してきた。それに対して国内からこれをむち打つやうなことをする。中小企業関係の事業というところあたりくたのやうな扱いをして、大企業の仕事ならばどんなに國際的な水準からおくれているものを守つていく、その独占の地位と独占の利潤を守つてやるというやうな動き方をして

おる。ミシンなんか政府がじゃましてくれなければいいんだ、補助金をつくれと言わない、自分自身の力でいぐんだからじゃまさえしてくれなければいい、織機とかミシンとか清涼飲料水なんかみんな政府のじゃまによってわれわれは水をかけられているといふ嘆きを持っているのですが、こういうやうなことが、行政としてはたゞいま大臣の述べられたことは逆な方向に動いている。今後は水田通産大臣の行政下においてこういうことを再び繰り返さないように――一般の中小企業者はこういう嘆きを持って、政府に不信を持っておるということに対して、今後大臣はどのような態度で臨まれていくか、一つ御所見を承わつて私の関連質問を終わりたいと思ひます。

○水田國務大臣 全般の方針としてはたゞいま申しましたやうにやつていきたいと思つております。それにつきまして、ミシンばかりでなくいろいろな國產奨励の問題と衝突したりあるいは中小企業から見て問題が起るやうなケースはまだ現在たくさん問題を残しておりますので、こういう個々の問題についても具体的に十分検討して慎重にやつていくつもりであります。

○田中(武)委員 具体的な問題としての抵抗器の件につきましてははもととお伺ひしたいと思つておりましたが、関連質問で先議員からもだいたいお出ましたので、この点はこの程度において具体的な法案の内容について二、三お伺ひしたいと思ひます。しかし先ほど来の御質問並びにこれに対する御答弁を聞いておまして、抵抗器に関する技術提携がさう急いでなすべき必要もなからうじゃないかというやうにも考

えますので、この点については十分大臣及び局長の間において善処していただくよう要望いたします。われわれはまたどういふように今後この問題が動いていくかというところを見つめていきたいと考えておりますので、慎重な態度をとっていただくよう希望して抵抗器の問題はこの程度にして次に入りたいと思います。

具体的にこまかい問題になります。まず本法の第三条その他に規定せられておる電子工業振興の基本計画並びに実施計画について、初年度ではどういふように考えておられるか、構想がありましたら伺いたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 初年度につきましては、第三条の電子工業振興基本計画、一、二、三号とございしますが、その政令で品種をきめなければならぬわけでありまして、これをまず指定して、それによりまして電子工業審議会を開き、おそらく指定品種に応じて部会を作り、部会で十分にこの振興計画を審議していただく、かようなことで進めたいと思っております。それに基づきまして資金等の所要なものにつきましてはさらに所要の措置をとりたい、さように考えておりますが、一応われわれの局としましては、開業銀行に対しては電子工業の今年度の資金としては、まだ最終的にきまつておりませんが、五億円程度を少くとも確保したいというふうに考えて今交渉しておるところでございます。

○多賀谷委員 重工業局長に資料の提出をお願いしたいのですが、それは機械工業振興臨時措置法ができて一年になりますので、法律の施行状態をお知

らせ願いたいと思ひます。まず第一に、合理化基本計画並びに実施計画の策定がなされたはずであります。その策定はどのような策定がなされたか。それから資金の確保が法律にうたつてありますが、その資金の確保を機種別、工場別にお知らせ願いたい。融資したなら融資をしたものの機種別並びに工場別にお知らせ願いたいと思ひます。第三は、共同行為の実施に関する指示がなされたかどうか。ことに法律では品種制限等が明記されておるわけですが、どういふ程度になされておるか。こういう点について、明日の朝までに何らかの形で報告願いたいと思ひます。

○小平(久)委員 長代理 それでは資料を出して下さい。

○田中(武)委員 それでは簡単に逐条的に伺いたいと思ひます。第七條の共同行為のところは技術の制限ということであつておられますが、具体的に技術の制限ということはどういうことをなされるのか。

○鈴木(義)政府委員 言葉がまずくてわかりにくいのでございますが、独禁法で使つておる用語なので、そのまま使つておるわけでありまして、内容がねらつておるのは、部品とか材料等の規格をきめることをねらつておるわけでありまして。

○田中(武)委員 本法によりまして、七條で共同行為のことをうたい、八條でその内容をうたい、十二條で公正取引委員会との関係をうたつておる。この八條にうたつておる、いわゆる共同行為の内容といふのは一号から三号まで、これは当然なことです。共同行為を行う場合に考えねばならぬ事柄を注

示的にあげておるにすぎないと思ひます。

問題とは、たとえば三号の不当に差別的であるかといふことを認定する場合、どこがやるのか。これについて十二條では、公正取引委員会と協議するところである。ところが通産大臣の方で、たとえば第三号で例をあげておるが公正取引委員会の方は差別的であると考え、協議がととのわなかつたときには、結局通産大臣の考えが優先するのではないか、こう考えるので

す。そうしますとこの法律は、独禁法に対して一つの制限的な法律になるわけなんです、こういう点についてはむしろ公正な取引の上から考えて慎重を期さねばならぬと思ひますが、この点についてもし見解が分れたときにはどういふふうになるのか、これをまず局長とお考えを承りたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 これは実は昨年御審議いただきました機械工業振興臨時措置法と同じ体系になっておりまして、そのまゝ条文通りでございます。しかし考え方はいづれも独禁法の例外をもつて、通産大臣がやるわけでございますが、御指摘のように第十二條によりまして公正取引委員会に協議するということになっておりまして、理論的には両方の見解が違ふということもあり得ると思ひますが、実際問題としては十分協議して、そこで意見の一致を見たところでわれわれとしてはやりたい、かように考えております。

○坂根政府委員 ただいま鈴木局長からお答えいたしましたように、問題は協議がととのわなかつたときは、なるほど田中先生の言われますように、この指示によりまして行為は独禁法の適用除外

になつておりますから、協議がととのわなかつても、通産大臣が指示をすれば一応独禁法からははずれて参ります。しかし事実上、ただいま鈴木局長が申し上げましたように、この運営については十分公正な連絡をとつて指示を出す、こういう實際の運営をやつていく建前になつております。これは機械工業振興臨時措置法のときにもそういうことにいたしましたから、その点は万遺憾なきを期したいと考えております。

○田中(武)委員 機械工業振興臨時措置法でもさうだったし、同じ文句だから大丈夫だろう、こういうことなんです、スムーズに協議がととのい、運営ができていくときには問題はないわけですが、うまく話し合ひがつく場合はいふいふ規定がなくてもいいくらいなものなんです。しかし問題は双方の見解が相違した場合だと思ひます。そこで公正取引委員会としては、独禁法を守つていくという、この公正取引委員会の重大使命の上に立つて考えた場合に、前にもうだつたから今度もこうだ、次にこうだ、こういうことならだんだんと公正取引委員会の権限というか、独禁法の一角々がくずされていくという結果になる。できるならば、私は同意というところまで考えなければならぬ問題があるのではないかと考えますが、公正取引委員会としてはいかがでしょう、その程度であなた方正取引委員会の独禁法を守るといふ使命が十分果されると考えておられますか、いかがでしょう。

○坂根政府委員 ただいまの問題は、まさに指示をされる場合に協議をする、協議がととのわなかつたという問題で

ございしますが、この指示といふのは、私どもの解釈といたしますれば、国家が本格的にその電子事業あるいは機械産業の合理化、あるいは電子事業の振興ということに対してそれ自体乗り出して指示をしていくという建前をとるという工合に考えておりますから、通産大臣が指示をするというときには、その指示の内容であるところの不当に差別的であるという各号の条件は十分に吟味してやる、こう解釈してお

ります。

○田中(武)委員 賢明な大臣であり、局長であるから間違いないと思ひますが、こういう問題について公正取引委員会の意思を抹殺して、権利といひますか、法の上に立つて不正なことが行われぬように十分考慮を願ひたい、このように思ひます。

次に審議会の問題でございますが、四十名からなる——四十名以下ということですが、審議会のメンバーにつきまして、法律はいつもの例によつて学識経験者云々、こうなつておるのですが、今日電子工業の關係におきまして、相当その中に働く者の總意といひますか、そういうものもくみとらねばならないと思ひますが、この審議会に電子工業關係の会社、工場に働いておる従業員の代表といひますか、もっと具体的に言うならば、御承知と思ひますが、この關係の労働者が全国的にまとまりまして、電気労連と申します

が、そういう組合を結成しております。そういうところからも代表者を一

名ぐらいの用意がありますか、いかがでしょう。

○鈴木(義)政府委員 電子工業審議会の委員としましては、関係官庁、学識

第一類第九号 商工委員会議録第四十号 昭和三十三年五月十五日

経験者と、こう法律では規定してありますが、学識経験者は従来われわれが考えておりましたのはメーカー関係の方、大学関係の先生方、それから中小企業の代表者、それから使用者関係、さようなことを考えております。御指摘の工場の従業員の問題でございますが、これも電子工業の振興に必要な学識経験者というふうにわれわれも考えていきたい、ただ組織の代表者という意味でなしに、むしろ学識経験者という意味なら研究してみたい、かように考えております。

○田中(武)委員 全国的にこういう事業工場に關係している従業者が組織する組合がまとまっておりまして、その中には相当な学識経験者もおるし、あるいは組合自体もこの問題については、振興という点に対して相当熱意を持っておりまして、そういうような点についても十分お考え願えるように希望いたしておきます。

次に二十二条の必要な限度において、業務または経理の状況に關し報告をさせることができる。こういう規定がありますが、もちろんこういう共同行為をや、あるいは振興政策を立てるために経理、あるいは金も融資をするのですが、経理とかあるいは業務の問題について報告を求める必要もあらうと思ひますが、これが行き過ぎる。よく言われる言葉ですが、官僚統制といふ、あるいは政府の力が会社事業場に入り過ぎるということもあるのだ、この必要な限度という点が問題になると思うのですが、大体抽象的な必要な限度というのをどういうように理解したらよいでしょう。

○鈴木(義)政府委員 御趣旨の通りで

ございまして、これはあまり必要以上にわれわれとして経理業務の状況について報告をとるという意思は毛頭持っておりません。従いまして考え方は振興計画等を作成する場合に、その基礎的な材料をとるとか、さような意味で必要なことを主として考えております。法律でも特に必要な限度と書いてありまして、明示をしておりませんが、われわれの頭に一応ありますのは、そういうふうな考えをしております、不当に経理の報告をとって官僚統制というふうなことは考えておらないつもりであります。

○田中(武)委員 あくまでも文字通り必要な限度として、あまりに企業の自主性あるいは民主性を侵すようなところまで立ち入らないということの方が、その企業を伸ばしていく、また産業を振興させる上に必要ではないかと思ひますので、そういう点について希望を申し上げておきます。

それから最後に、この法律は七年間の期限立法の格好をとっておりまして、これは十年では長過ぎるし、五年では短過ぎるから七年ということになったのかどうか知りませんが、大体七年たてばこの計画が実施に移されて、十分日本の電子工業が世界の水準まで達するといふ見込みで七年とお考えになったのか、単に先ほど言ったように、十年では長過ぎるし、五年では短過ぎるから七年にしておこうかというふうなことで、七年にたてたからまたこれを延ばすという必要をお考えになつておりましたか、いかがでしょう。

○鈴木(義)政府委員 この点は実は電子工業の振興法でございますから、あ

るいは恒久法でもよいのではないかとこの中には、たとえば独禁法の除外例というふうなものもございまして、こういうふうな除外の考え方は臨時的な考え方でございまして、さような意味におきまして時限法とした。しかしながらあまり短期間では——この法律はできれば恒久法というふうな頭でもございまして、七年の間さらに電子工業は相当伸びると思ひますが、そのときこの範囲内でできるだけ努力をいたしまして、そのときの段階においてさらにどういう手を打つか、そのときの状況の変化もあると思ひますので、さぬかとも考えます。そのときは七年以内に最善の努力を尽した結果いかにするかを考慮していきたいと思ひます。

○田中(武)委員 七年の間に最善の努力を払って、少くとも日本の電子工業が世界の水準を抜くというところまで努力をしていただきたい。このように考えます。まだほかに伺いたい点もありますが、これは時間があればその機会にすることにいたします。きょうあとに大臣の關係等もあつて質問者もあつたので、私はこの程度にしておきたいと思ひます。しかし機会があればまたお尋ねしたい点がたくさんあるので保留しておきますが、最後に一点大臣がおられるので一言申し上げておきたいことは、何といつても日本の技術振興という点から考えましたときに、やはり原子と電子の二つ大きな車の両輪をなすものだと考えます。今のところでは原子の方が先ばしつて電子の方が遅れておるように思ひます

ので、たまたまこういつた法律が出てくることにつきましてはわれわれは必要なものであつたと思つておるわけですが、十分予算の点等につきましてもこれら電子の振興のために、やがては日本の工業の発達、オートメーションの促進のために必要になることになろうと思ひますので、十分一つ考えていただくよう希望いたしまして、一応私の質問を終ります。

○小平(久)委員長代理 八木昇君。○八木(昇)委員 時間もございせんし、大臣も御多忙のようでございますので、今度の東北並びに北陸の電気料金値上問題についていろいろ問題がございまして、重点的な四、五点についてできるだけ羅列的に伺いたい。

まず第一点は、今度東北と北陸の両電力から電気料金値上げの申請があつて、それに基く聴聞会に大よそすでに完了したと思ひます。従つて近々のうちに両電力の電気料金値上げが何らかの形において、今のまま推移すれば認められるのではないかと、いろいろに私も情勢を見ておる。ところがその内容を見ますと、今度の場合世間が一般に思つてゐる以上に非常に大幅な料金値上げになつておる。東北については平均二・二%の値上げ、北陸については平均二・一%の値上げになつておる。しかもその内訳を見ますと、東北の場合平均は二・一%になつておりますが、三千キロワット以上の大口電力については四〇・六%すなわち四割の料金値上げになつておる。しかも北陸の場合にはさらにこれははなはだしくて、詳しくは私が申し上げるよりも大臣御自身が御存じなので申し上げませんが、今度の

値上げの平均は二四%であるが、一般の値上げは一六%程度にとどめて、残りの分を何にによつてカバーしようとしておるかといふば大口電力の値上げ、特に新しく契約をふやす分についてはさらにその二倍の値上げという格好でカバーして平均二四%の値上げということに申請がなされておるようでありますから、北陸あたりの新規の大口電力の分などに例をとりますと、ものすごい一挙の値上げになることになつておるので、もしかりに若干の値上げやむなしという考え方に立つとしても、昭和二十九年の値上げのときでさえも平均一・一%、一番高く値上げた中部でさえも十何%であつたといふことを考えると、現在のような物価が大よそ安定しておる経済情勢のときにおいてこういう極端なる一挙の値上げというのはどうも奇怪に思ふので、もしかりに値上げを若干認めなければならぬとしても、そこに漸進的な措置とかいふような方法が当然考慮されてしかるべきである、きわめて客観的に見てもそう思われるのですが、この点についての考え方をまず第一に明らかにしたいといふ点であります。

○水田国務大臣 ただいまお話のように、電気料金値上げの問題は影響がきわめて大きい問題でありますので、私どもはあくまで慎重を期したいと思つております。前からも申し上げましたように、東北と北陸の経理状況は最近きわめて悪くなつており、早速値上げの問題が起つてくることは承知しておりますが、もしそういう状態であるといふ問題について、私どもの考え方は、

前にもこの委員会で申しましたように、法律でもないし、国会の承認を得なければならぬという事項ではありませんが、一般産業界そのほかにとつて重大な問題でありますので、やはり衆参両院の商工委員会の御意見は十分聞いて最後に政府の結論を得たいと考えておりましたので、できるだけこの国会中に聴聞会を開き、聴聞会が出た利害関係者の御意見もこの国会が終らないうちに商工委員会に報告する機会を持ちたい、そして政府も聴聞の結果を十分検討して、どうしたらいいかという政府の考え方も至急まとめ、国会が終了したあとでも一ぺん商工委員会を開いていただいで御相談に乗っていただく機会を作りたいという考えから、国会中に聴聞会を開けるようにしてくれというので、むしろそういう考えがあるなら早く申請してくれ、こちらから国会が終了しない間に合せというふうに指導したくらいでありまして、ようやく申請が出て参りましたので、聴聞会をこの十日に仙台と富山で行いました。その結果も現在大體整理されておりますので、一応公益事業局長からこれについての御報告を先にさせて、また御意見も承わって、政府の検討はこれから実は始めようというところでございます。私どもの考えはまだ完全にまとまっておらず、考えはまだまだ御指摘になったような従来の方の値上げは少く、新規に工場を作るというような企業者に対しては特別の高い料金を云々というようにやり方がいかどうかということについて聴聞会でも非常に反対意見がございましたので、もしおよろしかったら局長から報告を先にさせていただきます

と思います。

○八木(昇)委員 私どももそう願えばほんとうは審議に都合がいいのですが、時間もないようでございますから、大臣に要点だけを四、五点お伺いしまして、あと局長の方から具体的な点を伺いたいと思っております。たゞいふように願いたいと思っております。たゞいま大臣のそういうお話でございますけれども、私も考えますと、電力会社から料金値上げの申請があつて、それに基いて通産省は白紙の立場でこれの検討をするということではなかったかと思ひます。事前に通産当局と電力会社との間に十分な折衝、意思の疎通がはかられて、大体こういう申請であるならばごく部分的な点の修正はあり得ても通産省はこれを認可するというような、大よその事前了解があつて、正式に業者の料金値上げ申請書が提出される、こういうのがだれが考えても従来やってきた通産省の行き方でございます。したがって、そこで今東北電力並びに北陸電力から具体的にこういう申請書が出てくる以上は、この内容の大半については通産省との間に大よその了解ができておるとよりほかに私も理解のしようがない。そこで今の御答弁では必ずしもそうでなくて、聴聞会の結果も相当批判もあるようであるから白紙の立場でこの申請を検討するといふような御趣旨のようでありましたがい、第一点はどのように承わっておいていかどうかということですが、それからもう一つは、かつて電力が非常に豊富であつた時代に、北陸と東北が特に豊富であつたために、他の七電力会社は二段料金制をとつておったけれども、東北と北陸だけは二段料金

制を採用せず、東北や北陸は電力が余つており、しかも大口の皆さんに都合のいい料金制度を作つていたから、大口の需用家はどんどんわかれ、このころに工場を作りなさい、こういうやり方をしていたのだが、今度北陸についてはこれをみると、二段料金制より高の料金を課してこれをセーブするといふような制度をとり、他方東北の側は依然として二段料金制を採用しない建前を進んでいる。こういう形になつて、全国的に見ると根本的な違いを持つ三通りの電気料金制度が並立をす、こういう形、しかも東北と北陸において極端な制度の違いが今度現われてくる、こういうことになるのであるが、これは日本全国の電気料金政策という面から考えて矛盾もはなはだし、この点も御見解を承わりたい。この二点でございます。

○水田国務大臣 今度の場合事前了解というものは一切ございません。口頭では申請をしたというようないふことをしばしば聞きましたが、私どもの方では今そういう問題はすぐには受け付けざいまして、従つて大体こういう程度の申請なら役所も考えるというようにな事前了解は全くございせんので、役所としましては申請書を白紙の立場で検討するという態度をとつております。従つて一方が五十何億、一方は三十何億と予想される赤字の内容についても独自の立場でたゞいふ検討しているといふような状態でございます。従いまして東北の料金制はこういうふうにするのだ、北陸は二段制でこういう

区別をつけていいんだというような指示もむろんしてございせんので、両者ともこの料金の値上げ方式はいいかどうか今白紙の立場で役所側としては検討しておる。そうしてその前に聴聞会を開いて関係者の思はずな意見を聞きまして、今のところでは東北のようないふ方式のあり方についてはある程度やむを得ないだらうという意見が非常に強かつたし、北陸のようないふ方に差異を持った二段制度についての反対は非常に多かつた、こういう事実もございまして、こういう意見も私も参考にしてこれから政府の考え方をきめたいと思つております。

○八木(昇)委員 大体よくわかりました。そこでなおそれに関連をいたしまして、あつたところと新しく工場を作るところとの間に差別の待遇をするといふことには、そういうことは公益事業令の三十九条に規定してあります。特定の使用者に對し不当な差別的取扱いはしてはならぬという点に明らかに違反しておるのではなからうか、こういう見解を私は私持つておるのでございしますが、この点についての通産大臣のお考えを一つ承わりたいことと、それ

からもう一つは、これと直接関係はございせんが、今度の両社の申請は当然現行の三割頭打ち制度はこれを全部廃止をする、こういう建前に立つておるのだらうか、またそうであるとすれば、ある特定の個人については膨大な値上げになりますので、その点についてこの申請はどういう意味のものであるか、そしてもし三割頭打ちを廃止するという考えの申請であるとするならば、これに對して通産省はどういうお考えか、この点お伺ひしたいのです。

○岩武政府委員 最初のお尋ねの北陸電力の申請にありますが、特別料金の問題であります。これは公益事業令の公平の原則に反するのじゃないかというお尋ねでございますが、私どもとしては必ずしも違反ということではないのじゃないかと思つております。要當かどうかという点が問題だらうと思ひますが、電気料金の理屈にはいろいろあります。御承知かと思ひますが、こういうふうな特殊の需用家のためにふえに原価をその原因をなした需用家に負担させる、いわゆる原価費用を原価需用者に負担させるという電気料金の理屈もあるやうでございますので、そういう理屈に立つてむしろ在来の方と一緒に上げればかえつて公平を失ふといふふうな見方に立つておるかと思ひます。しかしこれにつきましては聴聞会でもむしろ反対あるいは条件付の賛成といふふうな意見が多かつたやうであります。無条件の賛成はたしか一件しかあつた、あとは条件付の賛成もしくは反対といふふうなことでございますので、私の方もこの点はもう

少し慎重に検討したいと思ひます。先ほどお話をいたしました東北との権衡の問題でございますが、料金の制度はその土地々々の実情、電力の需給に合った制度の方が加えて画一的な制度を持つよりも妥当ではないかというふうな意見もございまして。両会社それぞれ意見と判断を持ってどういふふうな案を作ったのだらうと思ひます。私の方もほかの七社の電気料金の体制とは若干異なっておりますので、全国画一的に処理すべきものか、あるいはもう少し地域々々の特殊性を入れて、その地域の産業の発展あるいは公平な料金の負担という点から具体性を持たせた方がいいのか、もう少し検討したいと思ひます。

それから三割頭打ちのお話でございますが、これは一般の問題でございまいしょうか、どういふことでございまいしょうか。

○八木(昇)委員 三割頭打ちは全面的に廃止の前提に立っての申請か。

○岩武政府委員 申請は三割頭打ちというところをたてておりません。これは過日当委員会御説明いたしましたように、あるいは役所の方の懇意に基いて電力業者から申請書を追加提出して承認を与えたというふうな問題がございまして、この電気料金改訂の段階で事業者側から自発的にそういう措置を申し出ることはないので通常だろふと思ひます。またでき得ればそういうふうな頭打ちとかいうふうな暫定措置がなくともいいような料金制度を考案し申請するというのが最も当を得たものかと思ひます。

○八木(昇)委員 私はいまだいまの御答弁は二つとも非常に不満足に思ひるので

す。というのは、第一の三十九条違反とは必ずしも言えないが、あまり妥当なやり方ではないかというふうな程度のお答えのように承わったのですが、それは工事費なんかを負担させていろいろな条件の差異によって工事費の負担額が多かったり少なかったりするということとは当然あり得るのですけれども、同じ業態で同じ規模の何ら違わない需用者に、あるものは高い値段の電気料金を支払わせ、あるものは安い電気料金を支払わせるということとは、どう考えても三十九条違反である。こういうのをさして三十九条で明確に書いてあると思ひますが、時間がありませんからその議論は一応抜きますけれども私はそういうふうに思ひます。

それから今の三割頭打ちの問題は、今度の料金値上げを認めれば必然的に飛んでしまふのではないですか。どうお考えなのか私よくわかりません。そこでそういう点も十分に御検討の上、矛盾がさらに矛盾を生み、さらに矛盾を進展させるというふうなことになるようにぜひやめてほしい。これは大臣の方においてもぜひ政治的な立場からでもそういう点を十分お考えになっておいてほしいと思ひます。

もう一つは、東北あたりが今ごろ突如としてこういう値上げ申請をせねばならぬようになってきておるについて、東北電力の側ばかりをわれわれがいろいろ責め立てるわけにいかぬ。電力行政全般の対策の矛盾性から東北は困った立場に追い込まれておるといふ要素があると思ひます。たとえば東京電力から電力の融通を東北で受けるという場合に、聞くとおると今度東

北と東京電力との間の業者間の話し合いでは、融通電力のキロワット・アワー当りの単価を四円五十銭から六十銭くらいのところまで大体折り合いがついてい模様でございまして。融通電力の料金については通産大臣の認可が必要である。一体どういふ金額において融通電力の値段はきめらるべきであるか、その考え方をこの際はつきりしておいてほしいと思ひます。ということは今度の料金値上げがもし認められるとすれば、それでもなお三千キロ以上の大口電力については、東北は東京電力よりは幾らかまだ安いと思ひますけれども、他の一切の電力料金は東北が全部東京電力より高くなる。そうすれば、将来を考えると、東京・産業も全部集中してくる。こういうことに必然的になるわけで、これは通産行政の立場から見ると問題があるわけでありま

りませんが、一応電気業者間ではそれぞれの話し合いをつけて、仮契約ということで当局の方に認可を申請しておりますが、これはまだ認可しておりません。内容を詳しく申し上げることは省略いたしますが、東北は東京電力及び中部、関西、中国の四会社からそれぞれ融通を受けておりますので、これら各社内部における融通電力量の供出するこの費用構成並びに途中の送電ロスを見ますと結果、かなり料金の単価が高くなるというのが実情でございまして、申請されておるものもそういうのを反映しております。極端に申しましたら、約七円近い常時電力の単価のものであるわけでありまして。北陸については関西、中部、東京の三社から、ほかに中国もありまして、四社からそれぞれ融通を受けております。これも同じような状況でそういうふうな料金が

わ寄せしないで、広く関係会社にばらまいておるといふ結果になっております。従つて融通料金のきめ方もそういう見地から考えなければいかぬかと思ひますが、それにしましては両地域にあまり急激な影響を与えてもいけないので、この辺は十分検討いたしまして、慎重な態度で臨みたいと思ひます。実はまだ結論は出ておりません。

○岩武政府委員 融通料金の問題であります。これは御承知のように北陸の原価増のほとんど大半を占めております。東北の原価増の約四割前後を占めております。これは私の方で昨年末以来三十二年の電気の需給計画を作ります際に、東北及び北陸の需用が非常に伸びます半面、供給力が足りないというところで、各社の相互融通の交渉の中に立ちまして、極力両地域に他社からの融通を促進させたのであります。結果として、それぞれ九億キロワット・アワーのものが他の四社から出てきておるわけでありまして。それでその料金についてはまだ決定を見てお

なるのであります。実はそれぞれの電力需給の契約はそれ自身として役所の方で処理するものでございまして、今回はちょうど両地域の料金値上げの申請とぶつかつて、おまけに融通料金の単価のいかに両地域の料金の値上げの幅を、ある程度決定いたしますので、今度の料金値上げ申請の処理に当りまして、この融通料金の問題はどうかいうふうな扱いかということに苦慮しておるわけでありまして。御承知のように本年度は送り出しの東京、関西、中部という電力会社においても、それぞれ数億キロワット・アワーの不足が見られますので、この融通を行うということとは全国的な不足量を特定の会社にし

ては、大口は両電力とも大体二円くらいで売っているわけです。そうしますと、明らかにそれが非常な赤字を生む根本原因になっておる。電力の余つておる電力会社から足りない電力会社に電力を融通させるということは当然のことであつて、そうしてそれがためにはある程度の政策も加味しながら融通電力料金というものを考えてやらないと、これは東京ではこれだけの値段だが、東北では電気はこれほど高い、というふうなことはどう考えてもあり得べからざると思ひます。電力の場合は多少は違ふかもしれませんが、鉄道にしても郵便料金にしても何にしても全国一律であるかどうかが、制度もすべて一定である。ところが電氣に関しては制度そのものが根本的に三通りに分れておる。しかも料金の金額がそれぞれ区々ばらばら、しかもこれは歴史的にずっとそうで

あったというのではなくて、ついこの間までは全国一定であったのを、わざわざ九分割して昔へ逆行させたというのが、今から四、五年前のできごと、しかもそれに何とかつじつまを合わせるために、今日いよいよどうにもこうにも、こつちをいじればあつち矛盾が出、あつちをいじればこつち矛盾が出る、こういうことに追い込まれていくのじゃないか。こういうふうには私も私どもとしては感じておるのです。そこでもう一度通産大臣からお答えを願いたいと思つておりますが、今のよう電力料金が地方によって、少くとも極端な差異が出るというふうなことに ついて、それを防止するための政策的な立場、それは電力会社の原価計算というふうなことだけでなくて、もっと政策的な立場をとって料金を決定すべきではないかどうかということについて私の問いにお答えをいただきたいと思つております。

それからもう一つは、他の電力会社についても一点お伺いいたします。こういうふうな東北、北陸が料金の値上げをしますと、いずれ近いうちに他の七社も料金値上げをやつてくると思つております。これはいつまでも黙つておるわけではなからうと思つております。そこでそういう場合に、どういふふうに対処されようとお考えになつておるか、将来についての見通しをどういふふうにして持っておられるかということについてもお答えをいただきたい。その場合、今度の東北、北陸の料金値上げは暫定的なものであるか、相当長期にわたる恒久的なものと考えておられるか。それからもう一つ、他の電力会社についても今度の二段料金制というのは昭和二十八年、二十九年の実績です。それを上回る分については割高の料金をとるということになつておるので、他の電力会社の料金制度も必然的に暫定的なものであるかのごく見えるのであります。これを長期に持つていくということは、当然その点についての点でも矛盾が出てきますから、こういう点をひつくるめて将来の見通しをどういふふうにして持っておられるか、これはできれば大臣からお答えしていただいて、それから補足的に局長から説明願いたいと思つております。

○水田國務大臣 御承知のように東北、北陸地方は水力が主になつておる地帯でございまして、コスト主義でいく以上、特に他の地区よりも電力料金が安かつた。従つてそこに大口需用家を集中させるような傾向を起させてこまできてゐる以上、そのために需給関係がきつくなつてきたといつても、ここで東北、北陸地区を特に東京その他の他地区よりも高い料金に持つていくということは、私どもの今までの政策上からはむしろかしいといふふうな考えますので、たとい値上げを認めても、他地区より上らないようにしたいといふことと、それからここでこゝな料金をきめて、来年処置なくてすぐまたもう一回やらなければならぬといふふうな事態は避けたいので、今度の政府の検討の方針といつてしまつては、こうしたら二、三年は少くとも変更しなくてもやれるといふふうにはございませぬが、二、三年の間はこれでやれるのだといふ料金を認可したい。そのためには、今後両地区の開発に關して、この資本費の増高に對して

どういふ措置を政府は考えてやつたらいふかといふような問題は、この両地区が中心に特に問題になると思つて、日本全般的電源開発について政府はどう援助をするかといふ問題とも関連すると思つて、そういう問題をもあわせて私どもはこゝではつきりしたものを準備したいといふふうにて考えております。

それから今の融通電力費の問題でございしますが、さつき局長からお話ししましたようにいろいろ問題はござい

「小平(久)委員長代理退席、笹本委員長代理着席」

自分の方でも不足なんだ。しかし他地区の不足を補うために特に能率の悪い火力発電もフルにたいてこれを送るんだといふ立場でいくと、その部分だけのコストといふものは非常に高くなる。他地区に融通するために特にこゝいう高いものををいたしたのだから、その原価はそのまま持つていくことだけでいいかなくて、いろいろな矛盾が電力再編成のときあり方やなんかからきておる問題もございまして、国全体を考へてその融通電力といふものにも私どもは若干政策的な意味を加味した処置を考へて対処したいと思つております。

それからそのほかの電力会社の状態は、さつき申しましたように北陸だけじゃなくて、全体の開発について、コストの上昇に對して政府が国民経済全体の上から見て、特別に考へてやる処置があるかといふようなものと関連して、そこらうまういけば、他の電力会社からも値上げ申請といふ事態にはしばらくはならぬ情勢じゃないかと今

考へております。

○八木(昇)委員 きょうは非常にかけ足でやらなければならぬで非常に残念でございましてけれども、将来機会があらましたならば、具体的な点についてまだたくさん聞きたいことがございまして、それは局長あたりにお伺いすることにして、一応きょうはこれで終ります。

○多賀谷委員 大臣、時間がないのでありますから、一点だけお尋ねしておきたいと思つております。

最近東北並びに北陸の産業は主として電氣を使う工場が非常に設立されたやうであります。また国の方でも国土開発という面からそれを推進されたいと思つてゐる。東北自体において原料が求められ、それが電力料金といふものを除外しても採算が成り立つ、こういうふうないわば鉄鋼とか砂鉄あたりのものは、それは原料を東北に求めますから、こゝいう産業はそれほど打撃はこうむらないと思つてすけれども、ただ電氣が安いといふことで興された工場、あるいはこゝいう産業については、今の工場も困るでしようし、今後設立せんとする予定の工場は、今お話がありましたようにさらに料金が高いわけですから、興つてこない、こゝいうような状態になりますと、後進地域の開発と関連においてどういふやうにお考えであるか、これをまずお聞かせ願ひたいと思つております。

○水田國務大臣 ただいま申しましたやうに、その電力が比較的安い、地域差の利益を持つてゐるというために工場が誘致され、そしてどんどん需用がふえていった、そうかといつてこゝういふ状態になつたのだからこゝへ来た

工場は不運だつたといふことに持つていくのは、やはり考へものだと思つてゐるので、私は今まで地域差があつたために誘致され、集中した企業に對して他地区よりも特に高い料金になつたといふやうな事態にはしたくない、こゝいう方針で今度の料金の認可は考へたいと思つてゐますが、さういふやうに後進地の開発と非常に關係がございまして、会社から申請した通りをそのまま私どもは認可しない、さういふ点を十分考慮して考へたいと思つてゐます。

○多賀谷委員 大臣の答弁は比較的消極的な御答弁でしたが、地域差を利用して興つた産業については他地区よりも料金が安いといふやうなことをないやうに配慮したい、こゝいうことであります。私は将来の問題も含めて、一体東北、北陸のいわば後進地域の開発に、電氣料金の性格からいつてさういふものを利用すべきでない、それは別の方面で開発の促進をやるべきだ、別の要素でやるべきだ、こゝいうやうにお考えになるのか、あるいは電氣料金もやはり安いといふことが開発促進の一つのモメントである、こゝいうお考えで考へられるのか、将来の問題を含んで一つ御答弁を願ひたいと思つてゐます。

○水田國務大臣 後進地の開発については電氣料金の問題だけではございませぬで、國が開発のためのいろいろな助成策を講ずるといふことが当然でございまして、電氣料金自身の問題につきましても、今後開発が進むに従つて、開発地帯といふものは今まで開発されておつた地帯よりは不利な条件の地帯にだんだん入つていくのですから、ど

うしても開発のコストは高くなる。そうすれば、開発がこれ以上進むに従って電気料金が安くなるという方向は考えられませんが、これでいいかという問題が起ります。これにつきましても、電源開発について特別的政策的な考慮を政府はしなければならぬ。いかと私は考えています。たとえば電気は一般産業に重大な関係があるんだし、ひいては日本経済全体に開発があるんだということでしたら、開発のために国がこれについて特別の助成をするという事は許されるのじゃないかと思うのです。今度の場合は新規産業についてのいろいろな補助政策について電気をはずすという措置をとりましたし、さらに増資免税というような恩典も与えておいたのですが、電気についてはそういうものをとったというふうなことで、こういうことがやはりいろいろな支障を電力会社の経営には起しておることは事実であります。こういうものは、一ぺんああいう措置は政府でとりましたが、電源開発法という法律もありますので、この法律の改正というふうなことで、何かここで考える必要がありはせぬか。そうして電気料金を上げないというふうなことで、やはり後進地の開発を促進させるというふうなことも必要だと思えますので、料金自体についてもこれがあまりに高くならぬような措置は、どうしても政府としてとりたいたいと思っております。

○多賀谷委員 水源地域にはやはり限度があるし、新鋭火力がますます設立されるような状況になりましたし、あるいはダムはどちらかといえば調節用に使われる、こういうことになる。あるいは原子力による発電が考えられるような状態になりますと、やはり電気料金は地域差がだんだんなくなる。これは人為的に切斷すれば別ですが、やはり地域差というのがだんだんなくなっていく。電力の経済圏が広がるに従って、そういうような状態になると思うのです。長期的に見ますと、そうすると、今電気料金の地域差を利用して、そこに産業を興すということ、これは非常に危険な状態になる、こういうふうな考えられる。一時政策的にそれを利用して、長期的にはやはりともない間違ひの設立をしたと会社当局が嘆くようになる。そこにまた市場があり、原料があるという場合ならまた別です。市場は遠く離れておる、原料も遠くから持ってきたらばならぬ、こういうような品物になりますと、私は非常に問題が起ると思うのです。そこで政府はこういう問題についてどういうふうに考えておるか。すなわち後進地域の開発に伴って、こういう問題をどういうふうに処理されるつもりであるか、それをもう少しお聞かせ願いたかたわけですが、どうも大臣のさっきからの答弁では、あまりそういう長期的なお話でないの、現下の料金、しかも消極的な答弁でありましたので、非常に残念に思いますけれども、別の機会にお聞かせ願いたいと思います。

○永井委員 時間がないそうですから、二、三簡単に伺います。今度の料金改訂で東北の方は売れば売るほど損をする、こういう料金制度なんです。それから北陸の場合は売れば売るほど得をする、こういう料金制度なんです。それは東北の場合は高いものを買って安く売るといふ、こういう仕組みになっておる。それから北陸の場合は、増加分については二倍の料金を取る、こういう仕組みですから、これは五〇%という頭打ちの制度はありますけれども、とにかく倍の料金を取る。売れば売るほど得をする、料金改訂に当って不合理な、二つの極端な不合理なこういう建前を作ったということ、は、どういう根拠に基くのか承わりたいと思います。

○増武政府委員 先ほど八木委員の御質問に対しましてお答えいたしました通り、それぞれの理由を持っておるようでありまして。これは役所の意見でございまして、申請者の方の意見でございまして、東北の方は御承知のようにならぬ、東北の開発のためにたくさんの大産業を誘致したいという、こと、フラットのレートを持ってきた。北陸の方は逆にその増高になつた原価を負担さすという一つの理由で、在来からある企業にあつた来た人の負担を背負わせるというの公平に反するであらうという見地から、そういう制度を考えて申請しておるようであります。先ほど申しましたように、電気料金の制度は全国的に統一した方がいいというふうな考えもございまして、あるいはまた細部の点ではその地その地の産業の特殊性、需用の特質に合うように細部の調整をした方がいいだろうという意見もございまして。公聴会の意見も、この制度につきましても、東北については二段をとつたらどうかという意見も若干あつたのであります。北陸につきましても、特別料金制度はむしろ批判的意見の方が多いことも先ほど申し上げた通りであります。これはわれわれといたしましては、どういふふうに処理するかということについては実は検討をしておりますし、また公聴会の意見あるいはその他の条件も考えまして、慎重に処理したい。必ずしも同じ制度にする必要もないかもしれないし、あるいはいい案があれば同じようにした方がいいかとも思っています。実はその点まだ態度はきめかねてゐるわけでありまして。

○永井委員 まだ業者の申請の料金改訂に対して態度をきめていないというのですが、それならばどういふような基準でこの査定をなさるのか。とにかく申請によると、東北は売れば売るほど損をする、北陸は売れば売るほど得をする、こういう仕組みになつておる。これを根本から切りかえて、何か一定の基準でなするとすれば、違つた基準をもつてごなければならぬと思ひますが、どういふ基準でそれでは査定しようというふうな基準があるのかどうか。そうすればこれは根本的に料金制度というものを組みかえてしまわなければならぬと思ふ。

○岩武政府委員 料金制度としての見方は先ほど申し上げた通りでございます。まだ結論を得ておらないわけでありまして、これはただ大口の産業の需用、つまり契約用量が三千五百キロワット以上の需用の問題がございまして、むしろわれわれとしましては全般的料金の率のあり方という方面に処理の重点を置いておるわけです。と申しますのは、先ほど大臣も申し上げましたように、できるだけ両地の料金を隣接地域に比べてあまり上ることのないようにしたい。でき得べくんばこれはやや低いという方がけつこうだと思ひますが、そう行きますかどうかかわかりませんが、できるだけ近接の地域に比べて低い、あるいはあまり上らない地域に置きたいというのが第一点であります。

第二点は、これも大臣が申しましたように、料金改訂をやつてから一年たてばまた上げるということに困りますので、二、三年間は継続するよう料金率に置きたいというのがわれわれの考えであります。御承知のように経済は動きまゐりますので、また東北、北陸ともに火力も入りますので、そう五年も十年も続く料金というものはどういふ点に重点を置いて、しかも個々の内容におきましては、でき得べくんばあまり需用側側に急激な大幅な負担をかけないようにしたいというの、そのときの処理の考え方でありまして、なかなか電気料金の需用の態様は千差万別でございまして、一応平均的なものはモデル的な需用構造を考へてやりまして、個々の需用家になりますと、あるいは思ひがたる負担増加が出てくる場合もございまして、その辺を十分検討したいと思つております。

○永井委員 時間がないそうですから、答弁を簡単に要領よく願います。この申請された料金制度によると、東北では三十二年度においては九億キロワット・アワーを要するのだ、そして自分の方からまたよそへ安く売つてゐるものを差し引きして、七億四千万キロワット・アワーが増加するのだ、こういつておる。それから北陸においても九億前年度に比べて三十二年度がふえる、こういう計算を出しておるのです。が、北陸では新しく増加した分について

ては今までの料金の倍を取るのだ。東北においてもずっと料金が今度改訂されて高くなるのだ。そうして将来の見通しから言えば、今までは東北には電気料金が安いから、いろいろな化学工業、電力をうんと使う工業があつたの方へ行つたのだけれども、将来は高くなる見通しだということになれば、将来はそういう方面に工場が行かなくなる。誘致でなくて、かえって向うの方へは行かなくなる。こういうことになると、今までのような、ここで計算を出している九億を賈うのだという数字は、果してこの通り行くかどうかからなと思うのですが、東北、北陸における売電の量においてどういう査定をされておるか、見通しを持っておるか伺いたいと思います。

○岩武政府委員 融通量が果して実現するかというお尋ねでございますが、これは私たちが実現すると思つていますが、と申しますのは、東北におきましては九億の受け取り、それから送り出しが九億数千でございまして、それを見ましてもなおかつ六億キロワット・アワー前後の不足が予想されております。北陸につきましては、九億の受け取り融通を見まして、なおかつたしか三億か四億キロワット・アワーくらいは不足でございまして、従つてこれは一応平水ベースの計算でございまして、大豊水が一年間続きますれば別でございまして、あまり違わない前提に立ちますれば、これは必ず実現すると思つております。

○永井委員 いや、そういうことでなくて、これだけ電気料金がうんと上れば、需用がそれだけふえるかどうかという事です。

○岩武政府委員 その点は料金制度の問題になるわけでございまして。東北ではこれは問題ないと思つております。御承知のように東北の織り込み料金に比較いたしますと、今度の申請料金すらもかなり安いのでございまして。北陸も同様でございまして。ただ御指摘のあった北陸の二段料金という特殊の変形の制度のために、伸び得たかもしれない需用が、あるいは途中で拡張なり移動を踏みとどまるかもしれないというのをお話だろうと思つていますが、これはすでに私の方では受電をそれぞれ認可しております。東北、北陸のこの需用に応じますものは認可して、ちょうど融通量にはまるようにやつておりますので、しかもおそろく大部分の工場はすでに工場施設の大部分を完了しておるかと思つておりますから、われわれとしては三十二年度にはこの融通量は、需給の前提、水の前提が狂ひませんならば、実現すると思つております。

○永井委員 北陸の場合は、もう新しく電力を使う工場は来てくれるな、こういうことを言っているようです。新しく増加した分については倍を取る。それから東北の料金の建前から言つたならば、九億足りないから九億賈うのだ、こう言っているのですが、それだけふえなかったら、非常に売電の量が減れば減るほど東北は利益が増す。こういうことになって、その利益の差は、これはちよつと動いても四十億前後は動くというような大幅な動き方になると思ふのです。でありますから、こういう料金の建て方というものは非常に危険だ。会社にとっては非常に都合がいいかもしれないけれども、需用家にとっては非常な九億賈うのだから

これだけ損になるので、その分をこれだけの料金にしてくれという建前になつておる。九億売電しなかったら会社はうんともうかる、こういう結果になるのであります。でありますから、これは問題が一つ残つておる。

それから、東北の場合には、三千キロ以上を使うところは大口として、これは他の会社から比べると安い。しかし、ほかのそれ以下のところは、もうずっと他の会社より電力料金は高い。そうすると、東北は少数の大企業だけは特別優遇するが、そのしわ寄せは中小企業にずつとしわ寄せする。中小企業は高い電力料金を使わせる、大企業には安い料金を使わせる、こういうことになるのです。それから東京よりは向うの方が高い。後進地域の開発とか、中小企業の振興とか、そういうふうに通産大臣に伺いたいのですが、中小企業団体法というのは、私は中小企業の振興にならぬと思つていて、ですけれども、一応振興のために法律を出したと言つておりながら、こういうところでは中小企業を押しつけるようなことをやつておる。こういうことについて、もっと根本的に、基礎産業である電力料金なんかの全国的な地域差の問題、あるいはその中における大企業と中小企業との料金差の問題、こういう問題を、もっと根本に触れてこない、中小企業の振興なんというものは成り立たないと思ふのです。この点について一つ伺いたいと思ふのです。そういうふうに根本的に総合的に一つ中小企業なら中小企業というものの対策をお考えになる必要があると思ふのですが、それに対する所見を伺いたい。

もう一つは、東北や北陸が料金を上げるという事は、一応わかるのです。わかるのですが、そうすると、東京や関西というのは、ことしあたりどうであるかといへば、全体を通じて三百億に近い過水準備金を持つて、ぬくぬくともうけておる。それから東京、関西は三十億から四十億に近い利益を上げておる。そして地域差をなくするということになると、高いところへこういうところの料金を持つていけば、地域差はなくなる。しかし会社の経営の内容というものは非常な、雲泥の差がある。もうかるところはますますもつかる。もうけの薄いところはどうやってもなかなか利益が上らない。

このような九分制にしておいて料金の地域差をなくするといへば、もうかるところはますますもつかる。こう思ふのです。ですから私はこれらの根本的な解決を、やはり東京や関西のようにならぬと過ぎているところはもう少し値段を下げたらどうか。東北や北陸が上げることはわかるのですが、そういうところは下げたらどうか。下げの考えがあるかどうか。大体今の保守党内閣ができてから、物の値段の下つたのは何かといへば、ただ値段の下つたのは何かといへば、大臣の値段が下つたこと、それから労働者の首切りをばんばんやつて、人間の生命の値打が下つたということ。そのくらいのもので、あとは値上げばかり。少し値下げをするというふうな線を一つ打ち出してみたらどうか。これはもうけ過ぎているのですから、そういうお考えがあるか。時間がないのですからこれだけ伺います。

○水田国務大臣 東京、関西に余裕があるとするならば、さつき話しましたように、これは全般に利害のある問題ですから、融通料金の査定というふうなものについても政策的に多少は考えたいというふうに考えています。今コスト主義で料金がきまつておるのですが、この各社の経理も決してい方へはいつてない。電源開発が進むに従つて悪化している状況になつておりますので、すぐに値下げ措置ができるかどうか、ここで何とも言えませんが、全体的にあまり地域差のないように、経理上も差がないようにというふうな点は十分考へて、これから検討したいと思ひます。

○榎本委員 代理 本日はこの程度にとどめます。次会は明十六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

昭和三十三年五月十八日印刷

昭和三十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局